

令和7年(2025年)第7回ニセコ町議会定例会 第1号

令和7年(2025年)9月17日(水曜日)

○議事日程

- 1 議席の決定
- 2 会議録署名議員の指名
- 3 会期の決定
- 4 諸般の報告
- 5 常任委員の選任
- 6 羊蹄山麓環境衛生組合議会議員の選挙
- 7 行政報告
- 8 発議第 6号 国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書案
(提出者／ニセコ町議会議員 木下裕三)
- 9 発議第 7号 将来にわたり安全安心な医療・介護制度の提供を求める意見書案
(提出者／ニセコ町議会議員 高木直良)
- 10 委員会報告第 1号 所管事務調査の結果報告(総務常任委員会)
- 11 報告第 1号 令和6年度ニセコ町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 12 認定第 1号 令和6年度ニセコ町各会計歳入歳出決算認定について
- 13 認定第 2号 令和6年度ニセコ町公営企業会計歳入歳出決算認定について
- 14 承認第 1号 専決処分した事件の承認について
(訴訟の提起)
- 15 承認第 2号 専決処分した事件の承認について
(訴訟の提起)
- 16 承認第 3号 専決処分した事件の承認について
(令和7年度ニセコ町一般会計補正予算)
- 17 承認第 4号 専決処分した事件の承認について
(令和7年度ニセコ町一般会計補正予算)
- 18 議案第 1号 ニセコ町教育委員会教育長の任命について(片岡辰三)
(提案理由の説明)
- 19 議案第 2号 ニセコ町教育委員会委員の任命について(巻礼子)
(提案理由の説明)
- 20 議案第 3号 指定管理者の指定について(ニセコ町堆肥センター)
(提案理由の説明)
- 21 議案第 4号 字の区域の変更について

(提案理由の説明)

22 議案第 5号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更に関する協議について

(提案理由の説明)

23 議案第 6号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更に関する協議について

(提案理由の説明)

24 議案第 7号 北海道市町村総合事務組合理約の変更に関する協議について

(提案理由の説明)

25 議案第 8号 ニセコ町社会福祉委員会条例の一部を改正する条例

(提案理由の説明)

26 議案第 9号 ニセコ町立ニセコ国際高等学校授業料等徴収条例

(提案理由の説明)

27 議案第 10号 令和7年度ニセコ町一般会計補正予算

(提案理由の説明)

28 議案第 11号 令和7年度ニセコ町国民健康保険事業特別会計補正予算

(提案理由の説明)

29 議案第 12号 令和7年度ニセコ町後期高齢者医療特別会計補正予算

(提案理由の説明)

○出席議員 (10名)

1番 高 瀬 浩 樹

2番 大 野 幹 哉

3番 高 木 直 良

4番 榊 原 龍 弥

5番 高 井 裕 子

6番 小 松 弘 幸

7番 斉 藤 うめ子

8番 木 下 裕 三

9番 篠 原 正 男

10番 青 羽 雄 士

○欠席議員 (0名)

○出席説明員

町 長

片 山 健 也

副 町 長

山 本 契 太

総 務 課 長

福 村 一 広

企 画 環 境 課 長

桜 井 幸 則

企 画 環 境 課 参 事

阿 南 孝 宏

税 務 課 長

鈴 木 健

町民生活課長
 保健福祉課長
 農政課長
 農業委員会事務局長
 農政課参事
 国営農地再編推進室長
 商工観光課長
 商工観光課参事
 都市建設課長
 上下水道課長
 上下水道課参事
 企画環境課参事
 総務係長
 財政係長
 教育長
 総合教育課長
 総合教育課参事
 総合教育課参事
 こども未来課長
 学校給食センター長
 代表監査委員

富永匡
 重森省宏
 山口丈夫
 長田陽介
 石山智
 馬淵由香
 市原俊樹
 橋本啓二
 石山康行
 森玲子
 佐々木一茂
 浅井理登
 片岡辰三
 淵野伸隆
 阿部信幸
 中川博視
 齋藤徹
 三橋公一
 佐竹三郎

○出席事務局職員

事務局長
 書記

加藤紀孝
 佐藤藤秀美

開会 午前9時55分

◎開会の宣告

○議長（青羽雄士君） ただいまの出席議員は10名です。

定足数に達しておりますので、これより令和7年第7回ニセコ町議会定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（青羽雄士君） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりです。

◎議長報告

○議長（青羽雄士君） ここで、議長からの報告をいたします。

去る8月28日、前原孝植議員から、自身の政治的見解により町議会議員を辞職したい旨、辞職願が提出され、これを受理しました。地方自治法第126条の規定に基づき、同日付で議長において辞職を許可し、辞職しましたので報告します。

以上で、議長報告を終わります。

◎日程第1 議席の指定

○議長（青羽雄士君） 日程第1、議席の指定を行います。

去る9月14日に執行された、ニセコ町議会議員補欠選挙において当選されました議員1名の議席は、会議規則第3条第2項の規定により、議長から指定します。

5番、高井裕子議員

以上、指定します。

ここで、今回当選された議員をご紹介します。

5番 高井裕子議員、ご挨拶をお願いします。

○5番（高井裕子君） 改めまして、ただいま御紹介にあずかりました高井です。昨日から役場のほうに参りまして、いろいろと勉強させていただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（青羽雄士君） 以上で、新議員の紹介を終わります。

◎日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（青羽雄士君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第124条の規定により、議長において、4番、榊原龍弥君、6番、小松弘幸君を指名します。

◎日程第3 会期の決定

○議長（青羽雄士君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月25日までの9日間にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から9月25日までの9日間に決しました。

◎日程第4 諸般の報告

○議長（青羽雄士君） 日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため出席した者は、町長、片山健也君、副町長、山本契太君、総務課長、福村一広君、消防庁舎整備室長、黒瀧敏雄君、企画環境課長、桜井幸則君、企画環境課参事、阿南孝宏君、税務課長、鈴木健君、町民生活課長、富匡君、保健福祉課長、重森省宏君、農政課長・農業委員会事務局長、山口丈夫君、農政課参事長田陽介君、国営農地再編推進室長、石山智君、商工観光課長、馬渕由香君、商工観光課参事、市原俊樹君、都市建設課長、橋本啓二君、上下水道課長、石山康行君、上下水道課参事・企画環境課参事、森玲子君、総務係長、佐々木一茂君、財政係長、浅井理登君、教育長、片岡辰三君、総合教育課長、淵野伸隆君、総合教育課参事、阿部信幸君、総合教育課参事、中川博視君、こども未来課長、齋藤徹君、学校給食センター長、三橋公一君、代表監査委員、佐竹三郎君、農業委員会会長、荒木隆志君、以上の諸君です。

次に、監査委員から例月出納検査の結果報告3件と株式会社キラットニセコ、株式会社ニセコリゾート観光協会、株式会社雪森考舎における令和6年度町の財政的援助等に係る事務・事業の監査報告書、教育委員会から令和6年度ニセコ町教育委員会の活動状況に関する点検評価報告書をそれぞれ受理しております。

また、北海道商工団体連合会ほかよりインボイス制度の廃止等を求める意見書採決についての要望書のほか、陳情1件を郵送により受理しております。それらの内容は御手元に配付したとおりです。

次に、6月定例会以降の議長及び副議長の動静について報告します。その内容は別紙報告書のとおりです。

以上をもって、諸般の報告を終わります。

◎日程第5 常任委員の選任

○議長（青羽雄士君） 日程第5、常任委員の選任を行います。

本件は、産業建設常任委員会の欠員1名を補充するために行うものであります。

お諮りします。

常任委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、産業建設常任委員に高井裕子議員を指名したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しましたとおり、産業建設常任委員に高井裕子議員を選任することに決しました。

◎日程第6 羊蹄山麓環境衛生組合議会議員の選挙

○議長（青羽雄士君） 日程第6、選挙第1号 羊蹄山麓環境衛生組合議会議員の選挙を行います。

本件は、羊蹄山麓環境衛生組合議会議員の欠員1名を補充するために行うものであります。

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

羊蹄山麓環境衛生組合議会議員に、高井裕子議員を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました高井裕子議員を、羊蹄山麓環境衛生組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、高井裕子議員が羊蹄山麓環境衛生組合議会議員に当選されました。

当選された高井裕子議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、本席から当選の告知をいたします。

以上をもって、選挙を終わります。

◎日程第7 行政報告

○議長（青羽雄士君） 日程第7、行政報告を行います。

これを許します。

町長、片山健也君。

○町長（片山健也君） おはようございます。本定例会、どうぞよろしくお願いをいたします。私にとりまして最後の行政報告となります。どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、第7回ニセコ町議会定例会にあたって行政報告を申し上げます。令和7年9月17日提出、ニセコ町長 片山健也。

1 ページ目をお開きいただきまして、まず総務課の関係でございます。

1、令和7年の普通交付税の算定状況につきましては記載のとおりとなっております、交付決定額21億2,363万1,000円となっております。前年対比で9,432万9,000円の増となっております。

次に2として、所有権移転登記手続請求控訴事件につきまして、事件の概要を記載のとおりとなっております。これまで何度か議会にも御説明させていただきましたとおり、4代前の所有者から土地の返還を求められているという事件でございます。内容につきましては省略させていただきますが、これまで随時、議会でも説明させていただいたとおりであります。その一番下であります、この控訴審におきまして、一度裁判官に私のほうの意見を述べさせていただく機会を得まして、それを受け、町民の皆さんを中心とした署名活動を行っております。町民2,800筆、オンライン署名21万5,000筆ということで、この9月11日午前9時に札幌高等裁判所に提出をさせていただいたところであります。その後、3名の弁護士において、裁判官と協議をしているということで経過を受けております。今後また熟度を上げて、裁判所への意見・陳述等を行ってまいりたいと考えているところであります。

その下3として、北海道町村会理事会の出席ということで、6月11日、全国町村会館（東京都）で開催されております。

次ページめくっていただきまして、4として北海道町村会の中央実行運動ということで、6月10日、記載のとおり活動を行っております。

その下5として、一般財団法人北海道町村振興財団理事会への出席ということで、6月11日、記載のとおりとなっております。

その下6として、北海道町村会 令和7年度第2回総務常任委員会の出席ということで、8月26日、札幌で開催されております。

一番下のほうであります9として、2025北海道市町村長交流セミナーへの参加ということになっておりまして、北海道幹部職員との交流会も行われたところでございます。

次、3ページ目であります9として、後志町村会理事会と臨時総会への出席ということで6月30日、記載のとおりとなっております。

その下11、後志広域連合の状況につきまして、(2)として第1回後志広域連合会議、8月

5 日に開催されております。また、(3) として第 1 回後志広域連合の臨時議会が開催されており、広域連合長として議員各位に退任の御挨拶をさせていただいたところであります。

次に 13、国会セミナーということで、東京で記載のとおり開催させられております。

次、4 ページ目ではありますが 14 として、北海道議会自由民主党・道民会議政策審議委員会との後志管内における開発行爲に係る意見交換会を、7 月 22 日に町役場で行っているところであります。

その下 15 として、北海道自治体情報システム協議会令和 7 年度第 1 回理事会及び臨時総会が、7 月 10 日に開催をされております。

ちょっと飛んでいただきまして 18 として、令和 7 年度北海道国立大学機構シンポジウムへの出講ということで、こういった北海道国立大学機構との連携も今後強化していきたいと考えているところであります。

次のページ、5 ページ目を御覧いただきたいと思います。21 として、2025 年度倶知安青年会議所認証 65 周年記念式典への参加ということでありますが、この J C 倶知安とニセコ町で脱炭素の推進に係る協定を締結していることもあって、記念式典の招待があったものと思われまふ。

その下飛んでいただきまして 24、第 12 回尻別川減災対策協議会幹事会が記載のとおり行われております。

以下 25 以降、自衛官等の募集事務、それから、11 旅団の創立記念行事、倶知安駐屯地の創立記念行事、それぞれ参加をさせていただいております。

6 ページ目ではありますが、28 として、倶知安地方警察友の会の交流懇親会がありまして、副町長が出席しているところでもあります。

その下 29、防災ふれあいマップづくりということで、これは昨年もやっていただいておりますが、北海道放送株式会社様、それから北海学園大学の学生と先生の皆さんの御協力を得て、まちづくり委員会の小・中学生の委員さんを中心として、今回は近藤地域の防災マップづくりに着手をしたというような状況でございます。

その下 31 として、令和 7 年度北海道防災総合訓練が 8 月 27 日に開催されております。

以下、原子力災害関係の各種会議、協議会等記載のとおりとなっております。

次、7 ページ目ではありますが 35 として、泊発電所の安全確認協定に関する連絡会等、これに関するものが 40 まで、記載のとおりそれぞれ開催されているところでもあります。

次、8 ページ目、消防庁舎整備の関係ではありますが、関係者の大変な御尽力、御努力によりまして、現在工事は順調に進んでいるところでございます。

下段のほう、企画環境課の関係であります。

1 として、北海道新幹線と高速道路の建設促進について、(1) 協議会総会が記載のとおり開催されております。(2) 一般国道 5 号蘭越倶知安道路(ニセコ～倶知安)道路事業計画説明会が、5 月 30 日ニセコ町民センターで開催されているところでもあります。ニセコ町としての意見は、引き続き開発局に伝達してまいりたいと考えております。次 9 ページ目、(3)

北海道新幹線並行在来線の後志ブロック幹事会、記載のとおりとなっております。(4) 北海道新幹線建設促進期成会の総会が8月4日、札幌で開催されております。

その下2として、後志総合開発期成会の中央要請、これ私ども建設部会に所属しておりますが、記載のとおりとなっております。

その下3、後志地域づくり連携会議、これは羊蹄山麓ブロックが喜茂別町で8月29日に開催されているところであります。

その下5として、地域の持続的発展を考える自治体連絡会研修会ということでありまして、これは次回の過疎法見直しの時にほぼ確実に卒業といいますか、過疎指定から外れるであろう11の自治体と連携しておりますが、これらで集まって、当時、現在もそうでありますが、自民党の谷先生をはじめ、過疎対策委員との懇談、意見交換会を開催したところであります。

次のページ6、ふるさと住民票連絡協議会がオンラインで開催されております。私ども早くから構想日本との連携の中で、ふるさと住民票の登録制度を設けておりますので、この先進自治体ということで、国の委員会の中でニセコ町の事例発表を担当のほうで行ったというような内容でございます。

その下7、国勢調査2025ということで、10月1日に向けて現在、準備活動が進んでいるという状況でございます。

8として、異業種交流会ニセココネクトの実施ということで、6月11日と7月16日、それぞれ記載のとおり開催をされております。

次、11ページ目、9として、(1) 持続可能な発展を目指す自治体会議の定例会議、6月26日東京、(2) 定例会議・自治体相互視察 in ニセコ町ということで、今回はニセコ町に御視察をいただいて、意見交換や勉強会を行うということで進めております。

その下10として、地方自治体地熱研究会 in 八幡平に職員が参加をしております。

それから11として、令和7年度水生昆虫観察会、これは地域の皆さんの大変な応援を得て、子どもたちの観察会を挙行されているところであります。

その下12として、(1) 国際交流事業の実施状況、国際交流員(CIR)の委嘱ということでチャンマイチャンさん、カナダから1名を任用しているところであります。(2) 国際交流事業、①異文化講座から次のページの②ワールド・カフェ2025、③英会話サークル等記載のとおりとなっております。

次に13として、(1) デマンドバスの運行状況について、記載のとおりとなっております。また、(2) に記載しておりますが、6月2日の運行から運行効率、乗合い率の向上に向けたAI配車による新システムへの移行を行っておりまして、キャッシュレス決済の導入も行いまして、現在進めているところであります。13ページ目、(3) 夏の周遊バスの運行ということで、8月8日から9月7日までの土日祝の計11日、ニセコバスさんの御尽力をいただいて無料での運行を行ったということです。ルートにつきましては、冬の運行ルートと同様ということで進めております。

その下 14、ふるさとづくり寄付、ふるさと住民票の関係であります、(1) ふるさとづくり寄付につきましては、それぞれ記載のとおりとなっております。また、(2) 地域別寄付者及び「ふるさと住民」の登録者数は 2,466 名となっているところでございます。

次 14 ページ目であります、15 として、企業版ふるさと納税の状況ということで記載のとおりとなっております。

16、ニセコ中央倉庫群指定管理状況ということで、入館者につきましては令和 7 年度実績のとおりとなっております。町民の居場所として今後利用が促進されますよう、指定管理者とも協議を進めてまいりたいと考えているところであります。

その下 17、中央地区事業者交流会、これは指定管理者のほうで中央地区の皆さんとともに中央倉庫群旧でんぷん工場を中心として利活用を進めるようにということで、懇談会を開いているところであります。

次 15 ページ目 18 として、防災ラジオの配布（貸出）状況、記載のとおりとなっております。

ちょっと飛んでいただきまして、21 として行政視察の受入状況について、各団体の受入状況を記載してございます。基本的にはニセコ町内にお泊まりいただくということで、受け入れを進めているところでございます。

次、16 ページ目、税務課の関係であります。1、令和 7 年度分の町税収納実績につきましては記載のとおりとなっております。

また、2 は北海道が導入を検討している宿泊税への対応についてということで、それぞれ道との会議を行っております。先般 9 月 10 日に税務課長とともに北海道総務部長を訪れまして、徴収委任等における事業者負担の増大の件、それからニセコ町にとってのこういったものの合理的推進や将来性に向かって意見交換をさせていただき、一定の要請活動を行ってきたところでございます。今、道で内容の御審議をいただいているということでありますが、この回答状況によっては 9 月の定例会の追加議案で宿泊税条例の改正案を提案させていただくかもしれません。道との協議の結果に応じて、議会議員の皆さんに報告させていただきたいと考えております。

次 17 ページ目、町民生活課の関係であります。

1 として、町民センターの利用状況、記載のとおりとなっております。

2 として、住民基本台帳ネットワークの運用について、マイナンバーカードの交付状況であります、7 月末現在でニセコ町は 89.9%となっております。

その下 3 として、一般廃棄物の処理状況等としまして、ごみの収集状況、記載のとおりとなっております。

その下 4 として、交通安全運動の推進について、(1) 夏の交通安全運動から、18 ページ目の (2) ニセコ町交通安全協会の総会、(3) ニセコ町交通安全推進委員会の総会を開催しております。

それから 5 として、防犯運動の推進ということで、防犯協会がそれぞれ動いております

が、現在これらについて、地域の安全という視点で統合して一本化できないかどうかという調整を担当のほうで進めている状況でございます。

6として、倶知安地区暴力追放運動推進協議会の総会、記載のとおりとなっております。

7として、札幌弁護士会の大変な御協力で、無料法律相談会の開催をそれぞれの日程で開催をしているところであります。

次19ページ目であります8として、食中毒警報の発令状況、記載のとおりとなっております。

9として、狂犬病予防注射の実施、記載のとおりとなっております。

次に、保健福祉課の関係であります。

1として、地域ケアサービス再生存続に関する要望活動について、今般地域ケアサービス、いわゆる老健施設と言われますが、私どもにとっては特別養護老人ホーム等のようなものでありますが、これらの将来的な日本の状況につきまして、石破茂総理大臣、福岡厚生労働大臣、伊東地方創生大臣に対し、知事1名、市長1名、町村長は私ということで、3名で要請活動を行っております。特に私のほうから強調させていただいたのは、これまで補助金適正化法という法律がありまして、例えば養護老人ホームに国の補助金が入った場合は何十年間その目的外で使ってはいけない、これは公営住宅も全てそういう縦割りで決められていて、その目的外使用がだめだということになっています。しかし、過疎地域においては、現在そういった老健施設、特養もそうありますが、部屋が空いても軽い人を入れるとどうしても赤字体質になってしまうということがあるので、目的外で大きくは損なわない中で、例えば高齢者の方に入っていただく住宅に振り替えるとか、今人手不足でありますので重い人を高齢者の元気な方が応援するですとか、そういう多様な仕組みをつくっていくのかと日本の社会はうまくいかないんじゃないかと。この補助金適正化法については、あまりにも厳格過ぎるわけでありまして。例えば公営住宅であれば35年ですとか60年とか、全くそれ以外使ってはならないということ自体が日本社会の活性化を阻んでいるのではないかと。ということで、こういった要請とともに地方創生のお金、この石破政権によって相当増やしていただいておりますので、これらについてももう少し多様な地域の自主的な判断によって、地域の提案によって、国の補助メニューにないものも柔軟に使えるような地方創生の資金にしてほしい、補助金にしてほしいというような要請を行ったところであります。各大臣からは一定の御理解を得たものというふうに考えております。

その下2として、羊蹄山麓健康づくり協議会の総会が7月2日、蘭越町で開催されております。

20ページ目の4、倶知安厚生病院第2期整備推進協議会が7月7日開催をされております。今後の負担金等について意見交換をさせていただいたところであります。

その下5として、地域生活支えあい環境づくり事業講演会が開催されております。社会福祉協議会等におきましても、この地域生活支えあい環境づくりというものを今後、強く進め

ていくこととしているところであります。

その下 6 として、地域共生政策自治体連携機構理事会と総会が東京で開催されております。

その下 7 として、第 1 回地域ケアサービス再生存続自治体協議会について、平井鳥取県知事、都竹飛騨市長、それと私が共同代表となって活動するというので設立をしてございます。

8 として、ニセコハイツ等の入居者状況であります。ニセコハイツにおきましては定員 50 人中 45 人、きら里におきましては定員 18 人中 17 人が入居されているという状況でございます。

次に 11 ページ目、9 として、12 ページ上段まで、各種健康診査の実施状況。乳児健診、対がん協会の検診の結果説明会、5 歳児健診、対がん協会の健診、乳児健診、女性の検診、対がん協会の総合検診、1 歳 6 か月と 3 歳児の健診等それぞれ記載のとおりとなっております。

10 として、パパママセミナー、11、産後ケア、12、育児セミナー、13、むし歯予防教室、14、乳幼児健康相談、15、食の安全安心教室、次ページに移動しまして、16、幼児食教室、17、健康運動教室、18、精神障がい者交流事業「お茶会 in ニセコ」が記載のとおり開催されております。

19 として、エキノコックス駆除作業におきましては、ボランティアの皆さんの大変な御努力で、記載のとおりベイト散布を行っていただいているところであります。

その下 20 として、献血、これもニセコ町赤十字奉仕団等の大変な御尽力で開催されているものであります。

その 21 として、令和 7 年度地域包括支援センターの運営状況について、(1) 総合相談業務、(2) 地域ケア会議・サービス調整、それから 24 ページ目の (3) 介護予防事業、この中にも元気づくりの地区支援や介護予防教室などがあります。そして (4) 高齢者声かけ支援事業、(5) 認知症初期集中支援事業、これにつきましても 5 回開催をされております。(6) 認知症サポーター養成講座、(7) (8) 介護予防に関して、それぞれの記載のとおり実施されているところであります。(9) 救急情報キットの配布事業では配布数が延べ 406 件となっております。(10) 成年後見制度利用支援事業が、町長申立て 1 件ございました。

25 ページ目に移りまして、22 として、ニセコ町低所得世帯物価高騰対策給付金（8 月 30 日現在）について、1 世帯につき 3 万円、こども 1 人につき 2 万円加算ということで、給付実績としては 1,871 万円(585 世帯)のうち、こども加算が 116 万円（36 世帯 58 人分）となっております。

次、農政課の関係であります。

1 として、町内の主要農作物の生育状況ということでありますが、記載のとおり順調であるというような状況であります。

その下 2 として、経営所得安定対策に係る現地確認が 7 月 24 日実施されております。

3として、町営牧場の入牧の状況、記載のとおりとなっております。

次に16ページ目であります。4として、有害鳥獣駆除業務の実施状況について記載のとおりとなっております。実績等につきましては鹿が23頭、アライグマが218頭、捕獲指導等58件という出動回数、本当に猟友会の皆さんには大変な御努力をいただいて、こういった駆除作業を進められているところであります。

その下5として、明暗渠掘削特別対策事業の実施状況であります。記載のとおり実績4件となっております。

6として、農業用水路等補修事業の実施状況。実績として記載のとおり1件となっております。

7として、農地等災害復旧単独事業の実施状況。8月末現在におきましては1件ということで、記載のとおりとなっております。

次に27ページ目、国営農地再編推進室の状況であります。

1として農業農村整備の集い、これは東京での開催であります。

2として、道選出国会議員への要請会へ期成会の会長等に出席いただいているところであります。

3として、国営農地再編整備事業に関する道内要請ということで、6月16日、開発局をはじめとして関係機関の要請を行ったところであります。

4として、国営農地再編整備事業に関する中央要請ということで、6月26日から27年にかけて財務省や農林水産省、それから各国会議員等に対し、要請活動を行ったところであります。

5として、令和7年度北海道土地改良事業団体連合会の臨時総会、記載のとおりとなっております。またその下、6として後志支部の全体会議も記載のとおり行われております。

次に18ページ目、7として、北海道国営農地再編整備事業推進連絡協議会の総会、記載のとおりとなっております。

その下、商工観光課の関係であります。

1として、ニセコ山系観光連絡協議会について、(1)ニセコ山系山開きが6月10日、今回岩内観光協会が当番ということで実施されております。(2)ニセコ山系湖沼探勝コースの整備ということで、記載のとおりとなっております。

2として、株式会社ニセコリゾート観光協会について、(1)取締役会、(2)総会が記載のとおり開催されております。

29ページ3として、株式会社キラットニセコの株主総会が開催されております。

4として、全国フットパスの集い202inニセコ実行委員会総会ということで記載されておりますが、2021年の大会がニセコ町で開催されるということで決まっておりましたが、コロナ感染の拡大等で中止となっております。本年、全国大会が10月18、19日の2日間、ニセコ町で開催されるということで、多くの皆さんにこの自然を楽しんでいただければと考えております。

飛んでいただきまして6として、空港のある地域 2025 奄美大島会議とありますが、これは提言実践首長会といって私どもが組織をしている会議の中で、これまでは道の駅、それから川の駅構想と様々やってきましたが、空港があるまち以外のまちに空の駅をということ、空を利用する人たちが気軽に居場所として使えるような、そういった駅を整備してはどうかと検討を進めている状況であります。

その下7として、全国道の駅連絡会の理事会、それから政府への要請活動について記載のとおりでございます。今般は農林水産省とこども家庭庁、観光庁に対しまして、会長である石井南房総市長と一緒に、各省庁の道の駅に対する支援の充実、特にリニューアルに関する支援やソフト面も含めた幅広い支援等について、要請活動を行ってきました。

次に30ページ目であります、8として、デジタルノマド官民推進協議会勉強会がオンラインで記載のとおり開催されておりますが、ニセコ町も発起人となって、この官民連携協議会をつくらせていただいております。国も早速昨年からデジタルノマドビザということで、これまで観光客は90日しか入れないということでありましたが、これが6か月間日本に滞在できるというビザ制度が創設されております。これもニセコから発信されたものが今国の制度となっておりますが、これらをさらに1年近く伸ばしたいということで、今後とも官民連携で推進していくこととしてございます。

10として、ホテル甘露の森開業記念式典が6月30日に行われております。これは株式会社アンビックス様から記載のとおり、HKRJホスピタリティマネジメント合同会社に経営移譲されたということでの開業記念式典でございます。

その下11、令和7年度羊蹄ニセコ自転車走行協議会総会が7月7日、倶知安町で開催されているところであります。

12として、令和7年度国民保養温泉地協議会総会が7月23日に開催されております。これは私が会長を務めておりますが、急遽札幌高等裁判所に伺うことが決定したので、副町長に出席をしていただいているところでございます。

次31ページ目であります、13として、カーシェアリングの実証試験、記載のとおり進めているところであります。

その下14、イベントの開催ということで、(1)ニセコクラシック、(2)JAF全日本ラリー選手権第6戦、(3)NISEKO EXPEDITION2025が町内でも開催されております。(4)北海道トライアスロンは表彰式が洞爺湖町で行われており、記載のとおりとなっております。

次ページ15として、宿泊税使途等に関する意見交換会を6月23日と26日、記載のとおり事業者の方と行っているところであります。

16として、観光カフェの開催ということで、ニセコリゾート観光協会主催で「宿泊税で何ができる？」をテーマに意見交換をさせていただいているところであります。

その下17として、EXPO2025大阪・関西万博でのPRということで、8月9日から記載のとおりニセコ町のVR動画の体験をしたり、テラス席での動画の映像上映等を行ったところであります。

その下 18 として、第 45 回小さなふるさとづくり「七夕の夕べ」花火大会が 8 月 10 日、ニセコ町運動公園で開催されています。

33 ページ目、19 として、令和 7 年度ニセコ駅前温泉「綺羅乃湯」の入館状況、記載のとおりとなっております。

20 として、特定地域づくり事業協同組合の創立総会。国の特定地域づくり協同組合の制度を活用して、ニセコ町の人材不足や短期雇用などの課題解決に向け、令和 4 年度より検討してきたものでございます。このたび、本事業の趣旨に賛同する事業者の方に集まっていただき、ニセコ移住ワーク協同組合として創立されております。6 月 24 日、設立発起人の代表理事には、高井啓氏が就任をしているところであります。今後とも町としても積極的にバックアップすることによって、ニセコ町の人材不足解消の一助になればと考えているところであります。

21 として、ニセコ町商工観光魅力アップ事業の実施状況について、交付決定等記載のとおりとなっております。

22 として、ようてい地域消費生活相談窓口の運営状況は、それぞれ記載のとおり相談等を受けて対応しているところであります。

次、34 ページ目、都市建設課の関係であります。

1 として、ニセコ町営住宅入居者選考委員会の開催、それぞれ記載のとおり 3 回開催されているところであります。

その下 2 として、令和 7 年度全国高速道路建設協議会の総会、3 として中央要請活動を推進しているところであります。

次に 4 として、無電柱化を推進する市区町村長の会が東京都で開催をされております。

次 35 ページ目であります。5 としてニセコ町における河川単独事業打合せということで、これは主に北海道管理河川と町内の河川におきまして河床が上がってきていること、それから河川中の河畔林伐採等の要請活動を行ったところであります。

6 として、国土利用計画法に基づく土地取引の状況につきまして、記載のとおりとなっております。

10 として、ニセコ町景観条例に基づく協議状況について、開発事業が 5 件、屋外広告物の 2 件となっております。

次に、上下水道課の関係であります。

1 として、曾我地区配水管破損事故が 6 月 26 日午後 2 時、電柱の移設の関係で発生しまして、対応としましては記載のとおり、それぞれ対応したところであります。

次に 36 ページ目めくっていただきまして、2 として市街地区配水管漏水を 8 月 20 日に確認、それぞれ記載のとおり対応させていただいたところであります。

次に農業委員会の関係であります。

1 として、北海道農業会議第 99 回総会、6 月 26 日に開催、それから 2 として、山麓地区農業委員会協議会の研修会が真狩で開催され、会長及び農業委員の皆さんがそれぞれ出席

しているところです。

次、37 ページ目、消防組合ニセコ支署の関係であります。

1 として、消防団幹部会議、記載のとおりとなっております。

2 として、第 44 回危険業務従事者叙勲伝達式が 6 月 9 日、ニセコ町役場で行われておりまして、内容としては前ニセコ消防の支所長であります久保吉幸さんへ叙勲の伝達を行ったところであります。

その下 4 として、ニセコ町少年消防クラブについて、それぞれ記載のとおり活動していたいているところであります。

5 として、6 月 24 日、消防演習がニセコ町運動公園で開催されております。青羽消防団長のもと、見事な訓練展示がなされておりまして、消防団員ほか関係各位に感謝を申し上げたいと思います。現在ニセコ消防団におきましては、団員 67 名、うち女性団員が 6 人ということでありまして、今後また女性団員も含めて、団員の確保にそれぞれ進めてまいりたいと考えているところであります。

次、38 ページ目であります。6 として、羊蹄山ろく消防組合議会臨時会、7 月 2 日開催。これは次のページにも 8 月 26 日開催ということで、それぞれ開催されているところであります。

8 として車両救助訓練、それから 9 として北海道消防操法訓練大会、10 として第 30 回羊蹄山ろく連合消防演習が 7 月 29 日、今回は真狩村が担当で真狩で開催されております。

その下 12 として、第 77 回北海道消防大会が名寄で開催をされ、それぞれ記載のとおり出席をされているところであります。

次に 39 ページ目であります。14 として消防避難訓練指導ということで、それぞれ記載のとおり各事業所において訓練指導を行っているところであります。

15 として、災害出動（ニセコ支署出動）につきまして、(1) 調査出動、(2) 捜索出動、これは山菜取りで 3 件出動しております。それから (3) 救助出動が 40 ページに向けて 4 件、(4) 警戒出動 5 件、(5) 火災出動 3 件となっております。6 月 25 日にはごみ収集中のパッカー車のごみ集積部分より出火し出動しております。ごみのこういった危険物の分別につきまして、町民の皆さんに引き続き徹底をお願いしたいと考えております。また、町内の一般住宅の一室が焼損したもの等ありました。次のページ、(6) 山岳救助出動では羊蹄山での救助が 2 件発生しております。

それから 16 として、ニセコ救急の出動先別出動状況ということで、6 月 32 件、7 月 42 件 8 月 37 件となっております。

次ページからは委託業務等の進捗状況、それぞれ記載のとおりとなっております。

なお、先般申しました高等裁判所に伺った折に、私のほうからは「水源地自体はニセコ町の所有であります。隣接地域につきましては、私たちは水資源の保全条例、特に水道水源保護条例をつくっていて、そこの自然を守るために検察とも協議をし、建物等については建設させない方向の条例の制度設定をしており、これにつきましては懲役、今で言う拘禁刑で

ありますが、こういったものまでつけて、きちっと管理をしております。これまでの判例では、建物を建てる、あるいはその地域に塀や柵を回して自分の土地だと主張することが民法上の占有に当たって、一見ニセコ町は占有を主張していないようにとられている向きがありますが、これにつきましては同条例にもニセコ町の地区が定まっております、私たちは町としてきちっと管理をしていると。あえて建物を建てさせないために、条例で規制をしているんですということを訴えさせていただきました。

今後こういった私どもの自然環境を守る、水資源を守るという姿勢が、裁判官の心証に良好な影響を与えることになれば大変ありがたいなと思って、今後とも活動をしてまいりたいと考えているところであります。どうぞまた引き続き御支援をよろしく申し上げたいと思います。

私のほうからの行政報告は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（青羽雄士君） この際、議事の都合により、午前10時55分まで休憩いたします。

休憩 午前10時42分

再開 午前10時55分

○議長（青羽雄士君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、教育長 片岡辰三君。

○教育長（片岡辰三君） 第7回ニセコ町議会定例会におきまして、教育行政報告を述べさせていただきます。令和7年9月17日提出、ニセコ町教育委員会教育長 片岡辰三。

御手元の資料2ページ目をお開きください。

1、教育委員会の活動状況についてでございます。

(1) 教育委員会議は、第5回定例会が7月23日に開催されております。報告事項としては、会計年度任用職員の任用、教育費予算の補正、教育関係施設等の整備状況、教育財産の目的外使用ということで、会計年度職員についてはICT支援員の任命、それから財産の目的外使用につきましては、ニセコ移住ワーク協同組合に一部貸し出すということになってございます。

次に、第6回臨時会につきましては8月20日に開催されておまして、報告は教育委員会職員の人事異動、会計年度任用職員の任用はALT2名の任用で、1年目と2年目のALTでございます。それと外部評価委員会委員の委嘱が報告されております。議案につきましては、この時期、小学校用教科用図書の採択、中学校用教科用図書の採択、小中学校特別支援学級用教科用図書、高等学校用教科用図書の採択が議題として報告されております。

次に、第7回定例会が9月8日に開催されてございます。協議案として、次年度の当初予算に向けての各学校の予算要望について協議したところでございます。報告事項につきましては、ニセコ高等学校寄宿舎給食調理・管理委託業務プロポーザル選定委員会設置要綱、ニセコ高等学校寄宿舎給食調理・委託業務プロポーザル選定委員会委員の委嘱について報

告がありました。議案につきましては、ニセコ町幼児センター園児募集、ニセコこども館利用者募集、ニセコ町立ニセコ国際高等学校授業料等徴収条例の制定、ニセコ町立ニセコ国際高等学校学則の制定、令和8年度ニセコ町立ニセコ国際高等学校入学者選抜の実施、それから令和6年度ニセコ町教育委員会の活動状況に関する点検・評価の報告について、審議したところでございます。

(2) として、教育委員会活動状況の点検・評価について。8月27日に外部評価委員会を開催し、令和6年度のニセコ町教育委員会の活動状況に関する点検・報告の評価をいただいたところでございます。次のページを御覧ください。令和6年度ニセコ町教育委員会の活動状況に関する点検・評価の結果ということで、別紙報告書としまして001の3、諸般の報告、教育活動報告書を御覧ください。大変長い資料になってございますので、前半のところと後半の総括のところについて御報告をさせていただきます。資料の2ページ、はじめにというところに点検・評価の実施の趣旨ということで、囲みとして地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づいて、教育委員会は毎年その権限に属する事務等をそれぞれの状況について点検・評価を行い、それを議会に提出するということが義務づけられておりますので、これに基づいて評価・実施しているところでございます。外部評価委員の皆さんはそこに記載のとおりでございます。実際には、第1章として3ページ目のほうに、後はそれぞれページに教育委員会の活動状況等を記載してございます。具体的には後半のほうの23ページ、第2章をお開きください。ここには具体的な委員会としての活動、施策等に対する評価として、ニセコ町教育振興基本計画後期施策に基づく評価ということで、それぞれの項目について評価をいただいたところです。これをずっと説明すると時間がございませぬので、50ページ、51ページに総括表を載せております。各点検の項目について一番右端の欄に評価ということで、1豊かな心と健やかな体の育成についての評価として今回、委員の皆様にはAという評価をいただいたということで、コメントが記載されているところでございます。下のほうへいくとBという評価もございませぬ。次のページには7生涯学習・スポーツの充実や8文化・芸術の振興というような項目についてはそれぞれB、Aという評価をいただいているところでございます。今後とも評価を高めるべく、次年度、今年度に向けてもこれらの指摘を踏まえて取り組んでまいりたいと考えております。

それでは、もう一度教育行政の資料のほうに戻っていただければと思います。

(3) として、第1回後志管内市町村教育委員会次・課長会議が6月25日に開催され、総合教育課長が出席して服務規律の厳正な保持、全国学力・学習状況調査についての報告を受けているところでございます。

(4) 後志町村教育委員会協議会教育長部会・後志小中学校長会合同役員研修会が7月2日に開催されております。人材の育成、特に最近は管理職、教頭の成り手がいないということで、特にそういった各学校単位ではなくて管内的に全体での人材育成というようなことが協議されたところでございます。また、ICTの活用についての充実ということで、具体的な学校の事例が報告されたところでございます。

(5) 第2回後志管内市町村教育委員会教育長会議ということで、7月10日に後志教育局主催で当面する教育の諸課題について、企画総務課担当、学習支援課担当それぞれに、最近の状況についての指導を受けたところでございます。

(6) 教育委員視察研修ということで、7月16日、学校法人国際学園星槎もみじ中学校という札幌市にある私立中学校であります、いわゆる不登校の特例校で学びの多様化学校としての取組をしているということです。近年ニセコ町内でも不登校の子どもたちがいろいろいるということで、視察をさせていただいたところでございます。

続きまして(7)7月17日には北海道市町村教育委員会研修会ということで、札幌市教育文化会館において、札幌山の手高校のグランドフェロー石垣氏から「家庭、地域、学校、行政が取り組む不登校対応の実際」という講話をいただいたところです。また、北海道教育委員会行政説明としては、北海道教育委員会の川端学校教育監から説明がございました。それから、大空町教育委員会教育長から大空町の特色ある一貫教育について、秩父別町教育委員会教育長からは義務教育学校の導入の状況についての事例説明がございました。

(8) として、第2回公立高等学校配置計画地域別検討協議会が7月28日にリモート会議で開催されてございます。後志管内の来年度以降3年の配置状況について、具体的な説明がありました。高校・中学校・小学校の各校長と中学校のPTA会長がそれぞれ参加してございます。

次のページをお開きください。(9) として、後志教育講演会ということで、8月1日にはっかいどう学推進フォーラム理事長である新保元康氏の講話「令和の日本型教育の推進」を聞いているところでございます。

(10) として、後志町村教育委員会協議会教育長部会の夏季研修会が8月21日に岩内地方文化センターで開催され、特に高校配置の現状ということで、岡内後志教育局長のほうから、また、岩内町の取組として木村岩内町長からそれぞれ講話があったところでございます。翌日22日には、岩内町で急ピッチで進んでいる義務教育学校の建設中の視察をしてきたところです。当初55億円が70億円ぐらいに膨れ上がったということでありました。

(11) として、全国教育長サミットということで、GoogleのGIGAスクール構想や先進自治体からの事例発表を聞いてまいりました。

その翌日、(12) 地域みらい留学東京説明会ということで、これまでも高校主体で参加しておりますが、ちょうど翌日ということだったので、私もその説明会の状況を視察したところでございます。ニセコ高校のブースは常に人が集まっている状況で、校長・教頭が主に説明をしておりましたがトイレにも行けない状況で、今年も多くの出願者が出てくれればよいなと受け止めております。

(13) として、後志管内公立小中学校教職員人事推進会議ということで、今年度の当初人事の重点、人材公募、免許外教科担任の解消等についての説明がありました。

次に2、学校教育の推進について。

(1) 学校運営。①各学校の行事、参観日・懇談会、遠足等については記載のとおりでござ

ざいます。旅行的行事として、ニセコ中学校 1 年生が見学旅行で小樽市に行っているところ
でございます。また、小学校はニセコ小と近藤小合同で、函館方面へ修学旅行に行ってきた
ということでございます。それから運動会・体育祭については、それぞれ記載の期日に開催
されてございます。また、その下のユニセフ・キャラバン・キャンペーンが 7 月 11 日開催
されてございます。主な体験・探求学習の活動等につきましては、ニセコ小学校ではニセコ
アンヌプリ登山、きのこ植菌体験、あそぶっく読み聞かせ等、近藤小学校では田植え体験、
ワイナリー農作業体験、国際交流出前授業等、それから中学校ではいのちの教室、七夕の夕
べ花火大会の運営、ゼロカーボン出前講座等が開催されているところでございます。②会
議・研修につきましては、校長会議が記載のとおり、学校経営に関する協議・情報交流をし
たところでございます。教頭会議につきましては、記載の日時に学校運営に関する協議・情
報交流、教育委員会の所管事項を説明したところでございます。③中学校各種スポーツ大会
の状況について記載のとおりでございます。全道大会の参加状況は、卓球が全道大会出場と
いうことで個人戦男子シングルス、岩崎君が参加してございます。また、陸上につきましては
亀ヶ森さん、黒井君、リッパリーヴァイ君、菅原さんがそれぞれ参加したところでござ
います。

(2) 指導訪問。指導主事の訪問が記載のとおり実施されてございます。要請訪問として、
中学校と近藤小学校が記載の期日に指導主事の要請指導を受けたところでございます。

(3) 児童生徒の状況。①在籍児童生徒の一覧については 9 月 1 日現在、記載のとおりと
なっております。大きな動きは例年ございません。②特別支援教育を要する児童生徒と指導
体制の状況ということで、こちら当初から大きく変わっているところはございません。

(4) 特別支援教育については、第 1 回ニセコ町教育支援委員会を 7 月 22 日に開催し、就
学判定の日程等の確認、情報交換等がなされております。また、後志中地区教育支援協議会
事務担当者研修会が 7 月 29 日に開催され、就学事務について説明を受けているところでご
ざいます。

(5) 「ニセコスタイルの教育」施策の実施状況。ニセコスタイルの教育研究会では生成 A
I 研修ということで、6 月 19 日にニセコ高校で札幌市立中央小学校の教諭、文部科学省リ
ーディング D X スクールから生成 A I の活用研修を受けております。これには教職員 40 人
が参加しているところでございます。

(6) 教科書採択に関わっては、記載のとおり展示をしたところでございます。

(7) 学校保健。①フッ化物洗口実施状況につきましては、ニセコ小学校 80 人、近藤小学
校 14 人が実施しているところでございます。②教職員の定期健康診断が 8 月 6 日、実施さ
れております。③学級閉鎖ですが、ニセコ小学校におきまして、夏休み明け早々に 3 年生の
クラスのみ欠席者が多数ということで、臨時の学級閉鎖を行ったところです。

(8) ニセコ高等学校関係につきましては、①教育活動として学校祭が 7 月 11・12 日に開
催されており、来場者が約 230 人ということで、多くの皆さんが見に来てくださったという
報告を受けております。②生徒募集に向けた取組としては、町民参観日を 6 月 7 日、中学校

での学校説明会（ニセコ中学校・倶知安中学校・喜茂別中学校・豊浦中学校・岩内第二中学校・蘭越中学校）を行ってございます。次のページをお開きください。羊蹄山麓4校合同学校説明会ということで、真狩高校・留寿都高校・倶知安農業高校とニセコ高校合同で札幌で生徒募集の説明会を行いました。昨年度は3校だったんですけど、今年度倶知安農業高校も農業関係ということでグループをつくって説明会を行ったということでございます。それから、1回目の1日体験入学が7月26日に開催され、中学生数97、保護者を入れると100名を超える方に来ていただいたという報告を受けております。地域みらい留学につきましては、東京説明会が6月と8月、8月24日私が具体的に様子を見たところでございます。大阪説明会が7月、それからその後もオンラインで個別の説明、質問等に対応していると聞いております。③の全道高等学校定時制通信制体育大会につきましては、ニセコ町総合体育館と近隣町村の体育館を利用して開催されました。ニセコ高校の活躍の結果は記載のとおりでございます。バレーボールが男子ベスト8、女子ベスト16、バスケットボールが男子ベスト16、それから陸上では若林さん、双子と聞いていますけれども、走り高跳びで準優勝、800メートルで第5位ということで、上位の結果を残せたということでございます。⑤ニセコ高校DXハイスクール実践発表会が7月5日に開催され、京都大学の緒方教授の指導のもとLEAFシステムを活用した研究授業、実践発表等が行われました。多くの方に参加をいただいたということでございます。次のページ、⑥第2回ワールドビレッジウィークということで、ニセコ高校のワールドビレッジを会場に、調理室も使っているいろいろな取組を行っているということでございます。これまでも連続して使っているのですが、フィリピンのストリートゲーム、アメリカのスラッグなどを学んでいるということです。⑦7月1日にコンソーシアムニセコが設立されました。これまでニセコ高校で大学進学を目指す中で経済的に苦しいというような状況もございまして、働きながら大学進学を目指す生徒を支援する組織の立ち上げということで、町内企業3社とニセコ町も含めて、小樽商科大学の夜間主コースへの進学をサポートするコンソーシアムニセコができたということです。今後ニセコ高校等から進学する子どもたちを支援していくということで、学費等の支援もできるということになってございます。⑧富山県議会の視察対応ということで10名の議員さんが来られ、ニセコ国際高校の各種学校概要、あるいは特色について説明をしたところでございます。⑨鳥取県議会は昨年も視察に来られておりますが、今年度は11名の議員さんが高校の魅力化の取組、あるいは学生寮の整備等について、詳しく説明を聞かれたということでございます。⑩第1回ニセコ高等学校寄宿舎給食調理・管理委託業務プロポーザル選定委員会が7月25日に開催され、要綱の協議、日程確認等をしたところでございます。⑪第2回ニセコ高等学校寄宿舎給食調理・管理委託業務プロポーザル選定委員会が9月2日に開催され、実際にエントリーのあった事業者の選定ヒアリングを行い、応募者が1社ということで協議したところでございます。

次に、3、子育て支援、幼児教育・保育の推進。

(1) 子育て支援・子どもまちづくり関係では、①第5回みんなの食堂が7月7日に開催

されてございます。来場者が250人ということで、回を重ねるごとに参加者もだんだんと増えていると感じてございます。②小・中学生まちづくり委員会の第1回から第3回まで。7月4日に委嘱状等を渡し、取組について説明をしたところでございます。7月13日は行政報告にも出ておりましたけれども、今年度は近藤地区の歴史や取組を知り、防災マップを作ろうというようなことで、近藤地区振興会、HBC、北海学園大学等の協力を得て実施したところでございます。第3回の8月18日にはニセコ町におけるお茶づくりへの挑戦ということで、お茶の歴史や製造方法についての講話を聞き、子どもたちも自分で焙煎した茶葉を使った紅茶の試飲体験をしたということでございます。ルピシアさんの協力によって開催されたところでございます。③ファミリーサポートセンターの利用状況でございます。8月末現在の利用者会員が105人、協力会員が77人という状況で、昨年の同期に比べて利用者が大変増えているところでございます。6月14日におもちゃフェスが開催されてございます。それから、8月6日には元南極観測越冬隊長の講演会が開催され、子どもから大人まで来場者約100名ということで、私も参加して聞いていましたけれども、非常に貴重なお話、面白いお話を聞くことができました。

(2) 幼児センター関係。①園の行事につきましては、記載の事業がそれぞれ行われております。次ページのイワオヌプリ登山については雨天のため中止ということで、泊村とまりん館の見学に変更となっております。②園児の健康安全については、フッ化物洗口5歳児が31人、4歳児が20人の実施ということでございます。それから、避難訓練が記載のとおり実施されてございます。③入園児童の状況でございますが、9月1日現在、表のとおりでございます。④預かり保育の状況につきましては、8月31日現在の利用者状況が昨年に比べて非常に増えております。昨年は逆に一昨年に比べてすごく少なかったということで、理由を調べましたが特別該当するような理由はございませんでした。昨年はなぜか少なく、その前の年が多かったのが、今年は普通に戻ったというような状況です。

(3) 子育て支援センター関係ということで、①子育て支援センター利用者状況については、登録者が50世帯56人で記載のとおりでございます。昨年度に比べて数が増えているという状況でございます。②一時保育の状況、③休日保育の利用状況については表のとおりでございます。

(4) 放課後事業関係については、①ニセコ子ども館の入所状況は表のとおりでございます。②放課後子ども教室の登録状況については記載のとおりです。

次に4、社会教育・社会体育の推進。

(1) 社会教育活動については、①ニセコみらいラボ（少年体験事業）でミニチャレ！、小学校3、4年生を対象に記載のとおり事業を行っております。参加人数は延べ36名でございました。また、ニセコチャレンジは小学6年生対象で、6月28日に羊蹄山登山を行いました。参加者は6名でしたが全員が山頂まで行ったと聞いてございます。②滋賀県高島市青少年交流・体験事業の受入れということで、昨年はニセコから高島市へ訪問し、今年は高島市の児童生徒を受け入れるということで、14名と引率者5名が来られ、ニセコ町の児童

生徒は22名参加したところです。また、今年は③ニセコ町少年の翼セミナー（青少年交流事業）として、8月3日から7日まで異なる地域の文化・歴史を学ぶとともに、少年リーダーの養成ということで鹿児島県薩摩川内市ほか、甕島やまごころ文学館を訪問しました。それから薩摩川内市内の児童生徒との交流等も含め、子どもたちは非常に元気な様子でたくさんのおみやげ話を持って帰ってきております。今後ともぜひ継続したいと考えてございます。参加人数は小学生5、6年生20名、中学2年生はサブリーダーとして2名、引率4名が参加をいたしました。これまではポイント制でポイントをとった5年生が6年になったら行くということでしたが、それに対するいろいろな御意見等もあり、今年からは5、6年生を対象として抽選方式で実施をしたということで、昔の状況に戻したところでございます。④寿大学につきましては、6月学習会が合同研修旅行ということで、ふるびらたらこミュージアム、千歳サーモンパーク等を研修に選んで視察をしているところでございます。7月学習会、運営委員会、8月学習会は記載のとおり開催されてございます。

(2) 文化・図書活動について。①有島記念館の展示事業について、有島記念館×「文豪とアルケミスト」のタイアップ企画、「文豪とアルケミスト」というのは若者向けのスマホアプリを活用したゲームで、これまでの訪問する人とは違って、この1年間それをきっかけに来場の方がかなり多かったと聞いてございます。全国的にそれらが今広がっているという状況でございます。以下、それぞれ記載のような事業を展開しているところでございます。②外部連携展示事業ということで、「北を旅する人たちへ」藤倉英幸展が網走市立美術館で開催され、647名の参加があったというふうに聞いてございます。それから、「静かな風を聴きながら はり絵で結ぶ薩摩川内市とニセコ」が8月11日から9月28日まで、まごころ文学館で開催されているところです。③有島記念館各種事業ということで、星座忌コンサートが6月15日に開催されてございます。今年度のコンサートは「歌声とピアノが紡ぐ物語」ということで、声楽家の方が出演されてございます。そのほか記載のようにコンサート、環境活動家の谷口たかひささんのお話し会、荒野洋子さんと安藤小芳さんのトークショー、しりべしミュージアムロードコンサート、それから朗読劇として「樺太～止まったままの時計」等の事業が開催され、多くの方に御来場いただいたところでございます。④記念館の入館状況につきましては記載のとおりでございます。⑤鉄道遺産群は現在一般公開中でございます。⑥学習交流センター「あそぶっく」の7年度の利用状況についても、記載のとおりでございます。入館者は若干、貸出し数も増えているところでございます。⑦あそぶっく活動状況につきましては、4月から7月の積算回数になっておりますが、記載のとおりでございます。いろいろな事業に対して多くの方に御参加いただいているということで、改めてあそぶっくの活動に感謝申し上げたいと思っております。⑧ニセコ町文化協会活動状況については、文化まつり打合せが8月29日に開催され、今後文化まつりが開催される予定でございます。

(3) 社会体育・スポーツ活動。①第18回ふれあい町民運動会が7月6日、大変天気のよい中で開催され、約700名の町民の参加を得たところでございます。②ファイターズ児童・

生徒野球教室が7月13日に開催されてございます。日ハムのファイターズアカデミーから元プロ野球選手のコーチが2人を招聘し、御指導いただいたところでございます。③第51回全町ソフトボール大会を7月16日に開催したところですが、当日1回戦の後は豪雨のため、ジャンケンにて優勝決定というようなことで、今年は大会を終了することになりました。④町民ラジオ体操会、夏休み期間中ですが、多くの子どもたちと保護者の方も集まっていたきまして、延べ684人参加という状況でございます。⑤ニセコ町長杯小学生バレーボール大会が8月17日に開催され、15チーム196名の参加を得て盛大に開催されたところでございます。⑥今後の行事予定として、第43回ニセコマラソンフェスティバルが9月21日に予定されてございます。また、全町9人制バレーボール大会が11月30日予定されてございます。⑦社会体育施設の利用状況ということで、記載のとおりでございます。実際多くの方に利用していただき、水泳プールも今年気温が高かったということもあって7月の利用は大変多く、この9月7日をもってプールのほうは閉じたところでございます。

以上で教育行政報告を終わります。

○議長（青羽雄士君） ありがとうございます。これで行政報告は終わりました。

◎日程第8 発議第6号

○議長（青羽雄士君） 日程第8、発議第6号 国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書案の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

木下裕三君。

○8番（木下裕三） 発議第6号 国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書について。

提案理由を読み上げ、説明にかえさせていただきます。

本町を含む北海道の産業や観光を支える道路を取り巻く環境は、高規格道路におけるミッシングリンクをはじめ、自然災害に伴う交通障害、幹線道路や通学路における交通事故、更新期を迎える橋梁などの道路施設や水道管の老朽化など様々な課題を抱えています。加えて、豪雪地帯である本町においては、除排雪の体制確保など、冬季間の住民の安全安心を図ることが必要です。

しかし、資材、燃料価格の高騰や賃金水準が上昇する中、地方財政は依然として厳しい状況にあります。

よって、国はこれら課題に対応しながら、計画的かつ長期安定的な道路整備や維持管理が進められるよう、必要な予算・財源を確保することが重要です。

これらを国に強く要望するために、地方自治法第99条の規定により、本意見書案を提出いたします。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（青羽雄士君） これをもって提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

発議第 6 号の意見書案は、産業建設常任委員会に付託することにしたと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、発議第 6 号 国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書案は、産業建設常任委員会に付託することに決しました。

◎日程第 9 発議第 7 号

○議長（青羽雄士君） 日程第 9、発議第 7 号 将来にわたり安全安心な医療、介護制度の提供を求める意見書案の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

高木直良君。

○3 番（高木直良君） 発議第 7 号 将来にわたる安全安心な医療・介護制度の提供を求める意見書案。

提案理由を述べさせていただきます。

全国的に少子高齢化が進む中、地方では特に人口減少が激しい上、昨今の急激な人件費の増加、光熱費・食糧費・食材料費の高騰なども相まって、現在の医療機関、介護施設等を取り巻く環境は非常に厳しい状況にあります。とりわけ、2024 年 4 月から国が訪問介護事業所に支払う訪問介護の基本報酬（介護保険サービスを提供した事業所に支払われる費用）が引き下がったことによって、介護事業所の倒産件数は 24 年上半期 1 月から 6 月の調査では過去最多の 40 件となっており、このままでは地域から訪問介護事業所がなくなってしまうという悲鳴が上がっております。なお、今年 4 月の厚労省の発表によりまして、この報酬引下げによって介護事業所の約 6 割が収入が減っているという報告もされております。

また、「地域医療はもう崩壊寸前」との状況が医療団体からもあがっており、2024 年度診療報酬改定後に医療利益の赤字病院の割合は 69%まで及んでおります。こうした経営不振や医師の高齢化等もあり、倒産・廃業が過去最多を更新しております。

このような医療介護の現場の危機を克服するため、会議規則第 13 条第 1 項及び第 2 項の規定によって、本意見書案を提出するものであります。

よろしく御審議をお願いします。

○議長（青羽雄士君） これをもって提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

発議第 7 号の意見書案は、総務常任委員会に付託することにしたと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、発議第7号 将来にわたり安全安心な医療・介護制度の提供を求める意見書案は、総務常任委員会に付託することに決しました。

◎日程第10 委員会報告第1号

○議長（青羽雄士君） 日程第10、委員会報告第1号 所管事務調査の結果報告の件を議題とします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

総務常任委員長、小松弘幸君。

○総務常任委員長（小松弘幸君） 委員会報告第1号 令和7年度総務常任委員会所管事務調査の結果報告を申し上げます。

期日は7月2日から11日の間で、計4日間実施しました。出席委員は委員全員で、説明員の出席者は記載のとおりです。調査は総務課、消防庁舎整備室、企画環境課、税務課、町民生活課、保健福祉課、教育委員会の所管する事務について調査しました。調査結果は記載のとおりですが、結果の概要を申し上げます。

総務課関係では、職員の育成や計画的な財政運営について、また、防災訓練の実施や防災会議の開催に努められたいこと。

税務課関係では、税を取り巻く環境変化に対応するための体制整備に努められたいこと。

町民生活課関係では、一般家庭における生ごみの分別徹底などの対策に努められたいこと。

企画環境課関係では、デマンドバス運行の工夫や改善のほか、町の広報で発信される情報量や方法の最適化に努められたい。

保健福祉課関係では、所管する事業について町民への一層の周知・広報に努められたい。

総合教育課関係では、教職員住宅の再整備について、また、ニセコ国際高校の給食や生徒支援などの問題解決について、さらに資料や公文書の適正な保管について努められたいこと。

以上、結果のとおりです。

これで報告を終わります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（青羽雄士君） 委員長の報告が終わりました。

これより、ただいまの総務常任委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

これをもって、質疑を終了します。

お諮りします。

ただいまの総務常任委員長の報告を受理し、善処を必要とする関係部分については、町長

等に対し善処されるよう要望したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、委員長報告第1号 所管事務調査の結果報告についてはこれを受理し、善処を必要とする関係部分については、町長等に対し善処されるよう要望することに決しました。

◎日程第11 報告第1号

○議長（青羽雄士君） 日程第11、報告第1号 令和6年度ニセコ町健全化判断比率及び資金不足比率の報告についての件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長、山本契太君。

○副町長（山本契太君） 9月議会どうぞよろしくお願いいたします。それでは、説明を申し上げます。タブレットのファイル005の3ページになります。

日程第11、報告第1号 令和6年度ニセコ町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和6年度決算に基づくそれぞれの比率について、別紙監査委員の意見をつけて報告する。

令和7年9月17日提、ニセコ町長 片山健也。

本件につきましては、地方財政健全化法に基づき、地方公共団体の財政状況を客観的、統一的に表し全体像を把握するため、決算に基づきこれらの財政の健全性に関する指標を算出するというとされております。なお、この御審議の参考とさせていただく関連の資料については、収納場所をここでお伝えをいたします。きちっと見てくださいということではなくて、後ほど見ていただくためにお伝えをしておきます。令和7年度のフォルダー、特別委員会の中に決算特別委員会というフォルダーがございますが、この中にファイル111-6がございます。こちらにニセコ町令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率計算表を御用意してございます。また、111-10と111-11に先ほど申し上げた監査委員からの健全化判断比率と資金不足比率の審査意見書をつけてございますので、御審議の参考として御覧いただきたいと存じます。

それでは、ファイル005にお戻りいただきまして4ページでございます。上段の健全化判断比率でございますが、表では令和6年度決算に基づきまして4つの比率を掲載してございます。この表の括弧書き、例えば一番左であれば15.0%でございますが、この括弧書きの比率が早期健全化基準ということでございます。これを超える場合は財政健全化計画を策定し、財政健全化に向けた取組を行わなければならないという決まりでございます。

それでは、一番左の一般会計に係る実質赤字比率、その隣特別会計まで含めた連結実質赤字比率、これら2つの比率については健全であり赤字が発生していないということから、早

期健全化に該当しないことを示す横棒を引いてございます。次に実質公債費比率についてですが、ニセコ町が最低限これだけのお金があればぎりぎりの運営がしていけるというお金の規模が 33 億 3,000 万円強ということで、これを標準財政規模と申します。実質公債費比率はこれに対する単年度の元利償還金の比率で、いわゆる資金繰りの程度を示す指標となり、令和 6 年度決算に基づきまして 4.2%となります。これは昨年度と同じでございます。最後に将来負担比率でございますが、これは標準財政規模に対する将来的に負担すべき地方債、いわゆる借金の比率でございます。昨年度より 7.9 ポイント減少の 30.0%、これが令和 6 年度決算に基づく数字でございます。比率の減少についてですが、将来負担額、地方債の現在高でございますが、将来負担額が 7 億 1,918 万 4,000 円増加したものの、標準財政規模が町税収入の増加などにより 1 億 2,864 万 9,000 円増加したことや基金額等が増加したことが主な要因で、比率が減少しているということでございます。

次に、下段の資金不足比率でございます。公営企業会計ごとの資金不足比率を示すというものです。資金不足額が発生していないということで、全ての比率で該当しないことを示す横棒が引かれてございます。

報告第 1 号に関する説明は以上でございます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（青羽雄士君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、報告第 1 号 令和 6 年度ニセコ町健全化判断比率及び資金不足比率の報告についての質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これにて報告済みといたします。

この際、議事の都合により、午後 1 時ちょうどまで休憩いたします。

休憩 午前 11 時 50 分

再開 午後 1 時 00 分

○議長（青羽雄士君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第 12 認定第 1 号から日程第 13 認定第 2 号

○議長（青羽雄士君） 日程第 12、認定第 1 号 令和 6 年度ニセコ町各会計歳入歳出決算認定についての件、日程第 13、認定第 2 号 令和 6 年度ニセコ町公営企業会計歳入歳出決算認定についての件、2 件を一括議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長、山本契太君。

○副町長（山本契太君） ファイル 005 の 5 ページ、日程第 12、認定第 1 号 令和 6 年度ニセコ町簡易各会計歳入歳出決算認定でございます。

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、下記令和 6 年度ニセコ町歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

記

- 1、令和 6 年度ニセコ町一般会計歳入歳出決算
- 2、令和 6 年度ニセコ町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
- 3、令和 6 年度ニセコ町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

令和 7 年 9 月 17 日提出、ニセコ町長 片山健也。

ここでは、一般会計と特別会計の決算について御説明をいたします。説明するものもあれば説明しないものもございますが、まずは関係資料一覧を御確認のみいただきたいと存じます。タブレットのフォルダー名が特別委員会、この中の決算特別委員会でございます。その中に 9 点の決算関係資料を掲載してございます。111-1 令和 6 年度ニセコ町決算関係書類、111-2 令和 6 年度ニセコ町簡易水道事業会計決算書、111-3 令和 6 年度ニセコ町公共下水道事業会計決算、111-4 令和 6 年度決算認定資料、111-5 令和 6 年度における主要な施策の成果について、これは後ほど使います。それから 111-6 ニセコ町令和 6 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率計算書、111-7 令和 6 年度特定目的基金の運用状況報告書、111-8 令和 6 年度決算額が予算に対して著しく増減額が生じた科目についての説明書、これも後ほど確認をいただきます。111-9 令和 6 年度ニセコ町一般会計特別会計及び公営企業会計決算及び基金の運用状況に係る審査意見についてでございます。

それでは、決算概要について御説明をいたします。先ほど申し上げた 111-5 をお開きください。こちらの 5 ページでございます。財政状況の 2 段落目、本町における財政状況は補助金や交付税措置のある有利な起債に加え、企業版を含めたふるさと納税を活用して各種まちづくりや地域経済の活性化に取り組むなど、持続的発展につながる財政運営を行ってまいりました。このほか、地域経済の循環や地球環境負荷の低減など、ニセコ町の価値を高める施策を推進し、国勢調査の結果が 3 期連続で人口増加となったほか、令和 5 年度に初めて 10 億円を超えた町税収入もさらに増加するなど、これまでの取組の成果があらわれているところでございます。

令和 6 年度決算は、消防庁舎建設、公営住宅建設、ニセコ高校臨時寮建設など実施しましたが、税収や寄附金の増加などにより歳入が増加し、歳出予算も効率的な執行に努めたということで、基金など主な繰入金を全額解消し、基金でやろうと思っていた、いわゆる貯金でやろうと思っていたものを貯金でやらずに済んだということですが、基金など主な繰入金を全額解消し、各基金に積立てを行いつつも令和 7 年度会計へ 1 億 8,040 万円を繰り越すことができました。町の借金である地方債残高は平成 16 年度の 110 億円をピークに減少していたところでございますが、投資的事業の増加により前年比プラス 9 億円の 94 億 5,000 万

円となりました。今後も増加する見込みではございますが、将来に備え計画的に基金への積立てを行っております。なお、将来的な財政負担の割合や毎年度の償還額が小さくないことから、歳入では企業版含めたふるさと納税の増収や補助金の獲得など、職員が知恵を絞って歳入確保に努め、歳出では事業の見直しによる経費の圧縮を図るなど、今後の増加する公債費に備える取組を行ってございます。引き続き、将来の発展・まちづくりの充実に向けた施策を行いながら、健全な財政運営を継続していくため、今後も新たな財源の確保や安定した収入の検討を進めていくほか、事業の見直しなどに取り組むこととしております。

6 ページ下段、表の下でございますが、令和 6 年度の主な事業として先ほど申し上げた消防庁舎建設工事、公営住宅新団地整備工事、ニセコ高校臨時寮建設工事、それから定住促進住宅工事などを行いました。また、国の事業である国営緊急農地再編整備事業に着手して 11 年目でございます、14 年間の事業の終盤となりました。現在、鋭意工事に取り組んでおりますが、今後も国や北海道の制度を活用した対策を進めてまいります。

7 ページ、表のとおり令和 6 年度予算に計上していますが、事業の進捗状況や国の予算措置時期などの要因から、物価高騰緊急支援給付金、低所得世帯支援事業などに係る予算額合計 3,107 万円は、令和 7 年度に繰越して実施をいたします。

8 ページの上の表、決算状況を御覧ください。一般会計でございますが、令和 6 年度の歳入合計 75 億 9,406 万 5,000 円。その下、歳出合計は 74 億 1,111 万 8,000 円となりました。まず歳入でございますけれども、表の下に記載しておりますとおり、消防庁舎建設や公営住宅整備のための町債の増加や町税・寄附金の増加等が主な要因で、前年比 18 億 7,401 万円の増加でございます。3 行目、主要財源であります地方交付税については、総額が前年比 1 億 6,546 万円増の 26 億 5,050 万円となりました。令和 6 年度の交付税算定は基準財政需要額、基準財政収入額ともに過去最高値となり、留保財源の確保につながってございます。9 行目基金でございますが、一部取崩しはありましたが、総額で前年度比 3 億 120 万円の増額積立てとなりました。8 ページの下から 8 行目、公債費については令和 2 年度から減少傾向にありますが、役場新庁舎の元利償還や投資的事業の増加により、令和 7 年度から大きく増加をしていく見込みでございます。財政（決算）の状況を示す指標のうち、実質収支は 1 億 8,040 万円の黒字で、実質単年度収支は 565 万円の赤字となりました。財政の弾力性を示す経常収支比率は、分母となる歳入、町税、普通交付税が増加したことで、4.5 ポイント減の 83.1%となっているところでございます。

9 ページでございます。地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率、先ほども申し上げましたが、これはいずれも早期健全化基準という基準を下回っているということで問題ないという結果になってございます。

10 ページ、決算データにつきましては、一般会計は 10 ページ以降、それから特別会計は 13 ページに記載しておりますので、こちらについては審議の参考としていただきたいと思います。

14 ページは飛ばしていただき、16 ページ以降は重点施策の概要を記載してございます。

それから進んでいただくと、56 ページ以降に施策の詳細というものを個別の事業実績書として掲載してございますが、こちらでも後ほど審議の御参考としていただきたいと思います。

次に、111-1 令和 6 年度ニセコ町決算関係書類についてでございます。本当に概要のみということになりますが説明をさせていただきます。別紙参考資料として、111-8 もお開きください。決算額が予算に対し著しく増減額が生じた科目についての説明書とを添付しております。これは特に一般及び特別会計の歳出について、決算関係書類と同じページ立てで作成をしております、予算と決算の乖離が大きい項目について、その理由を記載してございます。このため、ここから先の事業別明細の細かい説明については省略をさせていただきます。例えば、3 ページのところで赤書きで書いているとおり、大きく変更のあったものと乖離があるものについて説明をさせていただいてるということでございます。

それでは、111-1 ニセコ町の決算関係書類でございます。タブレットのページと資料のページが違いますが、資料のほうのページで見ていただきたいと思います。まず 1 ページから 6 ページにかけて、令和 6 年度ニセコ町一般会計歳入歳出決算書を掲載してございます。それから 9 ページから 248 ページにかけましては、歳入歳出決算事項別明細書となりますが、先ほど申し上げましたようにこちらは別立てで赤書きで記入してございますので、省略をさせていただきます。

それから、249 ページ、こちらに一般会計の収入及び支出の総額、また、歳入歳出の差引きの残高を記載させてもらっております。これが令和 6 年度一般会計の歳入歳出の差引きの状況ということでございます。

一般会計は以上でございます。

続きまして特別会計ですが、250 ページから 261 ページが国民健康保険事業特別会計でございます、その次 262 ページから 273 ページが後期高齢者医療特別会計となります。

274 ページをお開きください。財産に関する調書と書いた一覧表でございます。(1) 土地および建物、令和 6 年度における土地の変動は主なものとして、山林の寄付が 8 件、原野の寄付が 12 件及び取得が 1 件ということで、年度内で合わせて 2 万 5998.82 平米、道路を含みますが、増加となっております。また、建物の変動では 1 件の取崩し、旧消防職員住宅でございますが、これによりまして、(1) の表の右側から 2 列目の 1 番下、ちょっと読みづらいですが 61.14 平米の減、これが旧消防住宅でございます。これが実績ということでございます。(2) 山林については、所有している山林の成長分を見込んで 2,507 平米の増加でございます。次に 275 ページ、(3) 有価証券、(4) 出資金等の現在高を載せてございます。

それから 276 ページから 278 ページにかけては、物品関係ということで載せてございます。

279 ページ、債権関係の記載でございますが、産業振興資金貸付金については年度中に新規で 1,268 万円の貸付を行ったということから、決算年度末現在高が 2,268 万円となっているということでございます。なお、現在貸付中の件数につきましては 3 件となっております。

ます。その下、中小企業特別融資預託金については、新型コロナウイルスによる経済形体の際、地元金融機関と連携した融資制度の活用により 1 件 500 万円の融資を行っておりまして、これにより年度末残高が 500 万円となっております。一番下の貸付金は、通称ニセコみらい街区の整備資金としまして、株式会社ニセコまちに対し 1 億円の貸付を継続してございます。

次の 280 ページ、基金関係の起債でございますが、主な内容を説明をいたします。なお、備考欄の積立金額に対し表中の決算年度中増減高が若干増加している場合がございますが、これは利子の収入でございますので御了承いただきたいと思います。左欄の一番上ですが、財政調整基金の備考欄に記載の積立 1,200 万円。これは標準財政規模の拡大に伴う基金の積増、及び災害など有事の際などに備えるための積立で、これを行ったということです。それから下から三つ目、減債基金 5,000 万円は役場庁舎償還財源として積み立てるというものでございます。右欄の二つ目、ふるさとづくり基金、及び、下から四つ目の企業版ふるさと納税基金につきましては、実績による積立と各種事業への充当による取崩しというのが内容でございます。上から四つ目、国営緊急農地再編整備事業基金 2,000 万円。これは令和 11 年度から 12 年間でニセコ町の負担分を返済する準備のための基金の積立でございます。下から三つ目、宿泊税基金 9,810 万円。地域交通等に充当した以外は次年度以降に活用するため積立を行っております。その他基金の増減については、利子収入のほか寄付金や交付金の実績、決算収支によるものでございます。それから、北海道市町村備荒資金組合積立金につきましては、道内全市町村が災害に備えるために積立を行っているものでございまして、ニセコ町も行っております。

以上で、認定第 1 号の・・・

(何事か声あり)

少しお待ちください。

資料に記載漏れがありました。大変失礼しました。111-1、7 ページ、歳入歳出差引残高 1 億 8,294 万 7,158 円と書いておりますが、提出期日が記載されておりましたので、訂正させていただきます。9 月 17 日提出ということで御訂正願いたいと存じます。以下、253 ページと 268 ページの特別会計につきましても日にちが入ってございません。大変申し訳ございません。本日の提出ということで訂正をお願い申し上げます。

以上で、認定第 1 号 令和 6 年度の各会計決算認定に関する説明を終わらせていただきます。

続きまして、ファイル 005 の 6 ページを御覧いただきたいと思います。存じます。

日程第 13、認定第 2 号 令和 6 年度公営企業会計歳入歳出決算認定についてでございます。

地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により、下記令和 6 年度ニセコ町歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

記

- 1、令和6年度ニセコ町簡易水道事業会計歳入歳出決算
- 2、令和6年度ニセコ町公共下水道事業会計歳入歳出決算

令和7年9月17日提出、ニセコ町長 片山健也。

事業会計でございます簡易水道事業会計と公共下水道事業会計の決算ですが、決算特別委員会フォルダーの中の111-2が令和6年度ニセコ町簡易水道事業会計決算書、111-3が令和6年度ニセコ町公共下水道事業会計決算書でございます。これら2つの決算書は参考として後ほど御覧いただくことといたしまして、事業会計決算の御説明は改めまして111-5をお開きいただけますでしょうか。先ほども活用した主要施策の成果説明書でございます。

こちらの14ページ、まず上段が簡易水道の内容でございます。令和6年度の簡易水道事業会計は損益取引、いわゆる給水に伴う水道料金など日常的な取引のところを損益取引といいまして、その収益的収入が2億4,932万円、収益的支出は2億548万円となりまして、差引き4,384万円の黒字となりました。それから資本取引のほうでございますが、この資本取引というのは水道施設の導入など資産形成に係る取引ということでございまして、資本的収入が3億4,053万円、資本的支出が4億3,931万円となり、差引き9,877万円の不足分がございます。この不足分は損益勘定留保資金などで補填をいたしてございます。

次に、令和6年度の公共下水道事業会計は損益取引といたしまして、収益的収入が1億9,615万円に対し、収益的支出が1億6,618万円。差引き2,997万円の黒字。それから、資本取引といたしましては資本的収入が8,390万円、資本的支出は1億2,867万円。差引き4,477万円の不足が出ておりますが、この不足分は未処理分の利益剰余金などで補填をしてございます。

なお、簡易水道事業会計及び公共下水道事業会計はともに、財政健全化法における資金不足率、経営健全化基準は資金不足率20%以上ということになりますが、この資金不足率は生じておりませんので、健全経営をしているということでございます。

以上で、認定第2号 令和6年度公営企業会計決算認定に関する説明を終了させていただきます。

○議長（青羽雄士君） これをもって提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

議題となっております認定第1号及び認定第2号の2件について、議長と監査委員の高木直良議員を除く議員8名の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにしたと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、認定第1号 令和6年度ニセコ町各会計歳入歳出決算認定についての件及び認定第2号 令和6年度ニセコ町公営企業会計企業会計歳入歳出決算認定についての件、2件については、8名の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上審査す

ることに決しました。

◎日程第 14 承認第 1 号から日程第 17 承認第 4 号

○議長（青羽雄士君） 日程第 14、承認第 1 号 専決処分した事件の承認について（訴えの提起）の件から日程第 17、承認第 4 号 専決処分した事件の承認について（令和 7 年度ニセコ町一般会計補正予算）の件まで 4 件を一括議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長、山本契太君。

○副町長（山本契太君） ファイル 005 の 7 ページを御用意いただきたいと存じます。

日程第 14、承認第 1 号 専決処分した事件の承認について（訴えの提起）でございます。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し承認を求める。

令和 7 年 9 月 17 日提出、ニセコ町長 片山健也。

8 ページは 8 月 25 日付けの専決処分書でございます。

続いて 9 ページを御覧いただきたいと存じます。訴えの提起ということで、これを読み上げさせていただきます。

町は、次のとおり訴えを提起する。

1 当事者 原告 ニセコ町、代表者 ニセコ町長 片山健也

被告 住所 虻田郡ニセコ町字

氏名 【個人名】非公開とさせていただきます

2 訴訟の要旨 被告はニセコ町コーポ有島 B 棟 303 号室に入居中に、令和 6 年 9 月から令和 7 年 6 月の 10 ヶ月にわたり家賃を滞納したこと、被告は正当な事由によらないで長期にわたり住宅を使用しない状況があったことから、ニセコ町はニセコ町コーポ有島管理条例第 20 条第 1 項第 2 号並びに第 5 号の規定に基づき、令和 7 年 8 月 1 日付けで被告に対し明渡請求を行いました。ところが、被告は明渡請求に応じていないため、ニセコ町は住宅の明渡しを求めること、明渡しの要因となった滞納家賃 10 ヶ月分と同年 7 月分の未払い家賃の併せて 11 ヶ月分の家賃 32 万 4,500 円の支払いを求めること、同条例同条第 3 項に規定する損害賠償の支払いを求めること及び訴訟費用を被告負担とすることの訴えを提起する。

3 所轄裁判所 札幌地方裁判所岩内支部

4 本件に関する取扱い 本件の訴訟は弁護士に委任する。

今回の訴訟の提起の理由でございますが、ニセコ町コーポ有島管理条例の規定に基づき、住宅の明渡請求を令和 7 年 8 月 1 日付文書により実施したが、いまだ明渡しが行われていないことから住宅の明渡請求それから明渡請求の要因となった滞納家賃及び支払い家賃の請求、それから指定した明渡し翌日からの明渡し完了した日までの損害賠償請求の訴えを提起する必要があるためということでございます。

なお、10 ページに訴えの提起に至った判断の経過ということで、参考資料を掲載してご

ざいます。その項番 2、訴状は令和 7 年 9 月 12 日に札幌地方裁判所岩内支部へ原告訴訟代理人から提出済みとなってございます。その後口頭弁論などの裁判手続が行われた後、令和 7 年 12 月から来年の 1 月中旬頃までに判決の確定を見込んでいるということでございます。

承認第 1 号の説明は以上です。

続きまして次のページ、同類の案件でございます。日程第 10 号、承認第 2 号 専決処分した事件の承認について（訴えの提起）。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し承認を求める。

令和 7 年 9 月 17 日提出、ニセコ町長 片山健也。

12 ページが 8 月 25 日付けの専決処分書でございます。

13 ページ、訴えの提起ということで読み上げさせていただきます。

1 当事者 原告 ニセコ町、代表者 ニセコ町長 片山健也

被告 住所 札幌市

氏名 【個人名】非公開とさせていただきます

2 訴訟の要旨 被告はニセコ町営住宅望羊団地 B 棟 304 号室に入居中に、令和 7 年 4 月から同年 6 月の 3 ヶ月にわたり家賃を滞納したこと及び被告は正当な事由なく 30 日以上町営住宅を使用しない状況があった。このことによりニセコ町は、ニセコ町営住宅条例第 38 条第 1 項第 2 号及び第 5 号の規定に基づき、令和 7 年 8 月 1 日付で被告に対し明渡請求を行った。被告はいまだ明渡請求に応じていないため、ニセコ町は住宅の明渡しを求めること、明渡しの要因となった滞納を家賃 3 ヶ月分と同年 7 月分の未払い家賃の併せて 4 ヶ月分の家賃 16 万 4,000 円の支払いを求めること、同条例同条第 4 項並びにニセコ町営住宅条例施行規則第 30 条に規定する町営住宅の明渡請求後の金銭の支払いを求めること及び訴訟費用を被告負担とすることの訴えを提起する。

3 所管裁判所 札幌地方裁判所岩内支部

4 本件に関する取扱い 本件の訴訟は弁護士にする。

理由についてということでまとめてございますが、ニセコ町営住宅条例の規定に基づき住宅の明渡請求を令和 7 年 8 月 1 日付けで行ったが、いまだ明渡しが履行されてないことから、明渡請求それから明渡請求の要因となった滞納家賃及び未払い家賃の請求、町営住宅の明渡請求後の金銭の請求、訴訟費用を被告負担とすることの訴えを提起する必要があるためということでございます。

こちら 14 ページに参考資料を掲載させていただき、こちらはこちらで訴えの提起に至った判断の経過を説明してございます。次ページの項番 2、訴状は令和 7 年 9 月 12 日に札幌地方裁判所岩内支部へ提出済みとなってございます。その後口頭弁論等の裁判手続が行われた後、令和 7 年 12 月から 8 年 1 月中旬頃までに判決の確定を見込んでいるということでございます。

承認第 2 号の説明は以上でございます。

続きまして、承認第3号でございます。タブレットのファイル006の1ページをお開きいただきたいと存じます。

承認第3号については、本来議会において議決決定いただく事件について、議会開催のいとまがない場合など特定の場合に、町長が議会に代わって事件の処分をする専決処分の承認でございます。

日程第16、承認第3号 専決処分した事件の承認について（令和7年度ニセコ町一般会計補正予算）。

8月1日付で専決をさせていただいたものでございます。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり令和7年度ニセコ町一般会計補正予算の専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し承認を求める。

令和7年9月17日提出、ニセコ町長 片山健也。

次のページ、8月1日付の専決処分書でございます。次の3ページが議案でございます。

令和7年度ニセコ町一般会計補正予算。

令和7年度一般ニセコ町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ602万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ107億4,460万6,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び該当区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年8月1日、ニセコ町長 片山健也。

4ページの第1表から6ページにかけては記載のとおりでございます。

7ページ、事項別明細書の歳出でございますが、今回の補正額は602万4,000円でございます。まして、財源は全て前年度繰越金を充てるということになってございます。

まず、その次のページの歳入から御説明をいたします。今回補正の財源は全て先ほど申し上げた前年度繰越金を充当するというので、602万4,000円を前年度繰越金で賄います。

次のページ9ページでございますが、歳出でございます。2款1項12目財産管理費、10節消耗品3万3,000円。現在控訴審中の字羊蹄の土地に関する所有権移転登記手続請求控訴事件において、町民を対象にした署名収集を進めるための郵送に使う封筒代金を補正するというものです。3,000枚でございます。ちなみに先ほど行政報告でさせていただいたように、署名については既に終了し、裁判所に提出をしております。ニセコ町民の皆様から2,800筆、それからオンライン署名で21万6,000筆ということで提出をさせていただいてるところでございます。その下、11節通信運搬費60万5,000円は同じく現在控訴中の事件において、町民を対象にした署名収集を行うための郵送料でございます。内訳はタウンメールが24万3,600円、返信用封筒が36万1,200円でございます。

その下、4項3目町議会議員選挙費、こちらは全体で401万7,000円の補正でございます。執行しました令和7年9月14日付けのニセコ町長選挙告示から10日前の段階で町議

会議員の定数に欠員が生じたということで、町長選挙の便乗選挙として議会議員補欠選挙を挙行する必要があるため、必要経費について補正をさせていただいたということでございます。内訳は1節非常勤職員報酬110万1,000円は選挙立会人10名分の報酬、3節事務実行に伴う職員時間外勤務手当20万9,000円、8節費用弁償4,000円は選挙立会人20名分の交通費、10節消耗品34万8,000円の内訳は選挙カーへの掲示物など候補者配布物が8万6,100円、ポスター掲示板30か所で17万500円、封筒など不在者投票用用品一式6万940円、その他消耗品3万円でございます。その下、印刷製本費10万円は投票用紙の印刷、11節通信運搬費20万4,000円は選挙運動用はがき郵送料、手数料4万9,000円は投票用紙分類機調整手数料、14節選挙ポスター掲示場工事99万9,000円を計上しました。18節選挙運動費用公費負担金200万3,000円の内訳は全て3人分と仮定をし、選挙運動用自動車借り上げが96万7,500円、選挙運動用ビラ3万7,104円、選挙運動用ポスター99万7,467円という内訳でございます。

続きまして10ページ、90目町長選挙費全体で136万9,000円でございます。令和7年9月14日執行のニセコ町長選挙を執行する費用でございますが、当該費用は当初に910万6,000円の予算化をしてございましたが、不足する部分について今回専決補正をさせていただきました。まず10節印刷製本費3万円は投票用紙等の印刷消耗品単価上昇分でございます。11節通信運搬費85万円についての内訳は、2,500枚掛ける4名分と仮定をしまして選挙運動用はがきの郵送料です。これについては実は当初予算での予算化を失念してございまして、今回専決をさせていただいたということでございます。大変申し訳ございません。それからその下、手数料15万円は投票用紙の計数機、計る機械ですが、この点検2台分、投票用紙分類機調整、投票用紙分類機ファイル作成、PCインストールの各手数料でございます。氏名の読み取り等、選挙ごとの設定が必要なことから、予算を計上しているというものでございます。14節選挙ポスター掲示場工事33万9,000円は30か所分の設置及び撤去の費用でございますが、手数料高騰分を専決をさせていただいたというものでございます。

続きまして11ページ、今回の専決補正については職員の時間外手当ということも補正してございますので、11ページから12ページにかけて給与費の明細書について変更を生じているということから記載のとおり変更させていただいているというものでございます。

これで承認第3号に関する提案理由の説明を終了いたします。

続きまして13ページ、承認第4号、これも専決処分でございます。

日程第17、承認第4号 専決処分した事件の承認について（令和7年度ニセコ町一般会計補正予算）。

こちらについては、8月25日の専決でございます。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり令和7年度ニセコ町一般会計補正予算の専決処分したので、同条第3項の規定により報告し承認を求める。

令和7年9月17日提出、ニセコ町長 片山健也。

14ページが8月25日付けの専決処分書でございます。

15 ページが実際の予算の議案ということでございます。

令和 7 年度ニセコ町一般会計予算は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 426 万 7,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 107 億 4,887 万 3,000 円とする。

第 2 項 歳入歳出予算の補正款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 8 月 25 日、ニセコ町長 片山健也。

次の 16 ページの第 1 表から 18 ページについては、記載のとおりでございます。

19 ページ、事項別明細書の歳出でございますが、先ほど申し上げたとおり今回の補正額は 426 万 7,000 円で、財源については全て一般財源でございます。

次のページ 20 ページが歳入でございます。

先ほど申し上げたとおり、一般財源は全て前年度繰越金ということで 426 万 7,000 円を補正させていただいております。

21 ページ、歳出でございます。8 款 7 項 1 目住宅管理費、全体で 280 万円の補正。先ほどの関係でございますが、公営住宅の 2LDK 及び 1LDK の各 1 戸計 2 戸について、入居者の転出等により入居実態がなく家賃の滞納も発生していることから、入居者に対し公営住宅の明渡しを求めるための裁判を行う予定でございます。裁判勝訴後は家財の撤去などを裁判所が行うということとなります。それに伴いまして、まず 11 節強制執行手数料予納金 250 万円、町が裁判所に支払う明渡請求強制執行手数料でございまして、2LDK は 1 戸分が 150 万円、1LDK が 1 戸分 100 万円でございます。これは実績に伴って減額になると推察されますが、現状で 250 万円の補正をさせていただいたということでございます。主な内訳については、家財の撤去、運搬保管にかかる費用ということでございます。その下 12 節訴訟業務委託料 30 万円、これらに係る弁護士への委託費用と印紙代 2 件分でございます。なお、これら費用を執行した際は、入居していた者にかかる費用を請求するということになります。

22 ページ、10 款 4 項 3 目 18 節高等学校教育研究会協議会参加補助 55 万 7,000 円。ニセコ高校教諭 1 名の旅費等を補助するための補正でございます。内容につきましては、ニセコ町がこれまで取り組んでおります持続可能な観光地域づくりの一環として、ニセコ高校の観光教育の取組が持続可能な観光地の取組として、世界のトップ 100 ストーリーコンペに名誉ある選出をされたということでございます。これによりまして、9 月末にフランスで開催される表彰式にニセコ高校の先生にご出席いただくという予定で、その費用を支援するものでございます。なお、当該コンペの主催団体はオランダに拠点を置く国際認証団体でありますグリーンディステーションズでございます。ちなみに当該コンペのニセコ町の受賞は 3 度目ということになります。

その下、7 項 1 目 18 節のニセコマラソンフェスティバル大会補助 91 万円。大会参加申込

みの減による参加料収入の減、駐車場から会場までのシャトルバス運行経費、各種物価の上昇ということで、現在予定している予算額から予想される赤字分ということで補正をさせていただくものでございます。

これで承認第4号に関する提案理由の説明を終了させていただきます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（青羽雄士君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、承認第1号の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

本件については、討論を省略します。

お諮りします。

本件は、承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、承認第1号 専決処分した事件の承認について（訴えの提起）の件は承認することに決しました。

これより、承認第2号の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

本件については、討論を省略します。

お諮りします。

本件は、承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、承認第2号 専決処分した事件の承認について（訴えの提起）の件は承認することに決しました。

これより承認第3号の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了します。

本件については討論を省略します。

お諮りします。

本件は、承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、承認第3号 専決処分した事件の承認について（令和7年度ニセコ町一般会計補正予算）の件は承認することに決しました。

これより、承認第4号の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

3番、高木議員。

○3番（高木直良君） 22ページのニセコマラソンの件での補正ですけれども、今回駐車場問題などがあってエントリー数の変動といたしますか、減っていると思うんですけれども、今の時点でその辺の追加説明はいただけませんかでしょうか。

○議長（青羽雄士君） 中川参事。

○総合教育課参事（中川博視君） 高木議員の御質問にお答えしたいと思います。

今のところ決まってるのは、豊里のほうに臨時駐車場を確保して、バス5台でピストン運送をするというかたちで、その部分を想定してなかったものですから増額分で50万7,000円。その臨時駐車場を利用するに際して、今年初でやるので警備員も配置しなければならなくて、それが6名で20万8,000円。その他細かい部分の積み上げとなっています。あと参加者に関してですが、昨年が1,649名、今年が1,397名で250名ほど減少しております。

○議長（青羽雄士君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終了します。

本件については、討論を省略します。

お諮りします。

本件は、承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、承認第4号 専決処分した事件の承認について（令和7年度ニセコ町一般会計補正予算）の件は承認することに決しました。

◎日程第18 議案第1号から日程第29 議案第12号

○議長（青羽雄士君） 日程第18、議案第1号 ニセコ町教育委員会教育長の任命についての件から、日程第29、議案第12号 令和7年度ニセコ町後期高齢者医療特別会計補正予算の件まで、12件を一括議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長、山本契太君。

○副町長（山本契太君） それでは、ファイル 005 の 16 ページ、日程第 18、議案第 1 号 ニセコ町教育委員会教育長の任命についてでございます。

下記の者をニセコ町教育委員会の教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記

住所 非公開とさせていただきます

氏名 片岡辰三

令和 7 年 9 月 17 日提出、ニセコ町長 片山健也。

本件においては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に伴い、教育長は地方公共団体の長が議会の同意を得て任命するということとなっておりまして、2 期目の任期が 9 月 30 日をもって満了するということにより、今回 3 期目の提案をするというものでございます。なお、教育長の任期は 3 年で、令和 7 年 10 月 1 日から令和 10 年 9 月 30 日ということになります。

片岡さんの略歴等については、17 ページから 19 ページに記載したとおりでございます。片岡さんにおかれましては人格高潔で、これまで 5 年間、前教育長の残任期間が 2 年間だったということもあって、5 年間にわたり教育委員会の委員として教育長を務め、教育・学術及び文化に関し識見を有しており、今回 3 期目の同意を求めるというものでございます。

議案第 1 号に関する提案理由の説明は、以上でございます。

続きまして、20 ページ、日程第 19、議案第 2 号 ニセコ町教育委員会委員の任命についてでございます。

下記の者をニセコ町教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求める。

記

住所 非公開とさせていただきます

氏名 巻礼子

令和 7 年 9 月 17 日提出、ニセコ町長 片山健也。

本件については、こちらも地方教育行政の組織及び運営に関する法律に伴い、教育委員会委員は地方公共団体の長が議会の同意を得て任命するということになってございます。現在、教育委員会委員を務めておられます巻礼子さんにつきましては、前任者が任期途中で退任された令和 3 年 4 月から任期を務め、令和 7 年 9 月 30 日をもって任期が満了となります。このため、引き続き巻さんを教育委員会委員に任命することについて、議会の同意を求めるというものでございます。今回は 3 期目の提案となりますが、この任期は令和 7 年 10 月 1 日から令和 11 年 9 月 30 日の 4 年間ということになります。

巻さんの略歴につきましては、議案の 21 ページから 23 ページにかけて記載してございますので、参考としていただきたいと存じます。巻さんにつきましては、こちらも人格高潔で見識が高く、長く小学校長の職、あるいは教育アドバイザー、後志小・中学校校長会会長

などを歴任しつつ、本町を含めた近隣の実情にも精通しており、教育委員会の使命を果たす責務の認識を強く持っておられるということから適任と考えてございます。

議案の第2号に関する提案理由の説明は、以上でございます。

続きまして、24ページでございます。日程第20、議案第3号 指定管理者の指定について（ニセコ町堆肥センター）でございます。

次のとおり指定管理者に指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

記

1 指定管理者に管理を行わせる施設

所在 ニセコ町字豊里2番地1 外2筆

名称 ニセコ町堆肥センター

2 指定管理者に指定する団体

所在地 虻田郡倶知安町南1条東2丁目5番地2

名称 ようてい農業協同組合

代表者 代表理事組合長 金子辰四郎

3 指定する期間 令和7年10月1日から令和10年9月30日まで

令和7年9月17日提出、ニセコ町長 片山健也。

ニセコ町堆肥センターにつきましては、平成14年12月に開設されてから、運営・管理をようてい農業協同組合に業務委託として行っております。平成17年10月からはその組合を指定管理者に指定いたしまして、今月末をもって6期目の指定管理が終わるという状況でございます。

この施設につきましてはこれまで大きな事故もなく、老朽部分の修繕を行いながら確実な施設運営と良質な堆肥の製造販売が行われてきており、施設の設置目的である完熟かつ良質な堆肥の提供を通じ、地域資源循環型のクリーン農業を推進するという機能を果たしてきております。これらを考慮いたしまして、今後もこれまでと同様に良好な状態で施設の管理・運営を続けるため、公募によらず今後3年間についてようてい農業協同組合を指定管理者として指定したい旨、令和7年8月20日、町長からニセコ町指定管理者選定委員会に諮問を行いました。この委員会での審議の結果、これまでようてい農業協同組合は管理・運営を優良に行い、施設の設置目的に対して大きな貢献をした実績があることから、今後も指定管理者として指定することにより効果的に目的を達成できるとの答申が8月20日にございまして、それに沿って今回議案を提出するものでございます。

議案第3号に関する説明は、以上でございます。

続きまして、25ページでございます。日程第21、議案第4号 ニセコ町の字の区域の変更について。

ニセコ町の字の区域の一部を変更しようとするため、地方自治法第260条第1項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和7年9月17日提出、ニセコ町長 片山健也。

26 ページの下を御覧いただきたいと思います。字の区域の変更を行う理由ということですが、国営緊急農地再編整備事業ニセコ地区（川北地区）のほ場区画の改編工事に伴い、事業施工区域内にある2つの字地番区域の一部について、1筆の土地の区域が2つ以上の字にわたる箇所が生じることとなりました。同事業において換地処分を実施するにあたり、土地改良法及び地方自治法の規定に基づき、字の区域変更を行う必要があるため、今回字の区域の変更を行うということでございます。

ここで資料 999-2 を開いていただきたいと思います。写真が載っております。字界変更をする区域の位置図となっております。写真の左端から右端に横一線で引いた赤い点線、ちょっと下がり気味の点線が字界でございます。現在下が字ニセコ、上が字曾我となっております。換地事業を行うことで、このうち町道田下通、左から右上へ通じている道路でございますが、これに沿った赤点線で囲った部分が現在字曾我の部分でございますけれども、この字曾我の部分を字ニセコに変更するというところでございます。

議案の 26 ページにお戻りください。ここにあります表のとおり、ただいま説明した字曾我 12 番 1 から 13 番 3 までの 4 筆について、字ニセコに変更するというところでございます。なお、この変更は換地処分の公告があった日の翌日から効力を発生するとしてございまして、来年 2 月頃に変更になる予定でございます。

議案の第 4 号に関する説明は、以上でございます。

続きまして次のページ、日程第 22、議案第 5 号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について。

地方自治法第 286 条第 1 項の規定により、関係組織団体との協議に基づき、別紙のとおり規約を変更したいので、同法第 290 条の規定により議会の議決を求める。

令和7年9月17日提出、ニセコ町長 片山健也。

28 ページを御覧ください。提案理由を読み上げます。令和7年3月31日付けで江差町・上ノ国町学校給食組合が解散したことにより、北海道町村議会議員公務災害補償等組合から脱退する申し出があったため、規約別紙第 1 を変更する必要があるというためということでございます。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合は、北海道町村議会議員等に対する公務災害補償等に関する事務を担っているところでございます。一部事務組合の規約の変更につきましては、地方自治法第 286 条第 1 項及び同法 290 条の規定により構成する地方公共団体との協議、それから、今回のように構成団体の増減する場合には関係地方公共団体の議会の議決を要することになっています。

28 ページ、変更する規約の本文でございますが、このたび当該組合の構成組織から江差町・上ノ国町学校給食組合が解散し脱退するというので、規約の条文を変更してございます。附則ですが、この規約の施行は総務大臣の許可の日からということになります。

議案第 5 号の説明は、以上でございます。

続きまして、29 ページでございます。日程第 23、議案第 6 号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について。

地方自治法第 286 条第 1 項の規定により、関係組織団体との協議に基づき、別紙のとおり規約を変更したいので、同法第 290 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 9 月 17 日提出、ニセコ町長 片山健也。

30 ページ下、提案理由の説明でございます。先ほどと同じ内容でございますが、江差町・上ノ国町学校給食組合が解散したことにより、規約を変更する必要ができたための提案となっております。

北海道市町村退職手当組合は、北海道の市町村職員に対する退職手当の支給に関する事務を担っているところでございます。30 ページ上の変更する規約の本文でございますが、こちらも先ほど同様、江差町・上ノ国町学校給食組合の解散により、構成組織から脱退するための規約の変更でございます。附則でございますが、この規約の施行は総務大臣の許可の日からということになってございます。

議案の第 6 号の説明は以上でございます。

続きまして 31 ページ、日程第 24、議案第 7 号北海道市町村総合事務組合理約の変更について御説明をいたします。

地方自治法第 286 条第 1 項の規定により、関係組織団体との協議に基づき、別紙のとおり規約を変更したいので、同法 290 条の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 9 月 17 日提出、ニセコ町長 片山健也。

32 ページ、提案理由でございますが、当該組合につきましても江差町・上ノ国町学校給食組合が脱退することによる改正でございます。

北海道市町村総合事務組合は、地方公務員災害補償法に基づく非常勤の職員の公務上の災害や通勤による災害に対する補償に関する事務、それから公立学校の非常勤の学校医・学校歯科医及び学校薬剤師の公務上の災害に対する補償に関する事務など担っている組織ということになります。

32 ページ上、変更する規約の本文でございますが、これも先ほどと同様、給食組合の解散により脱退することに伴う変更でございます。この規約の施行は、北海道知事の許可の日からということで施行いたします。

議案の第 7 号の説明は、以上でございます。

○議長（青羽雄士君） 説明を中止してください。

この際、議事の都合により、2 時 30 分まで休憩いたします。

休憩 午後 2 時 15 分

再開 午後 2 時 30 分

○議長（青羽雄士君） 休憩前に続き会議を開きます。

説明を続けてください。

○副町長（山本契太君） 再開させていただきます。

議案の 33 ページ、になります。日程第 25、議案第 8 号 ニセコ町社会福祉委員会条例の一部を改正する条例。

ニセコ町社会福祉委員会条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定するものとする。

令和 7 年 9 月 17 日提出、ニセコ町長 片山健也。

34 ページ下、初めに提案理由についてでございます。北海道において市町村における世帯数の増減等の地域の実情を鑑み、北海道民生委員定数条例が改正され、令和 7 年 12 月 1 日よりニセコ町における民生委員定数が 15 人から 16 人に増員となった。

それから、ニセコ町社会福祉委員は、ニセコ町社会福祉委員会条例により要保護世帯（者）に対して応急保護の措置や育成・更生指導、児童・妊産婦の福祉に関する相談・援助等の支援活動を行っておりますが、民生委員児童委員・主任児童委員がその職務を担っていることから、北海道民生委員定数条例の改正に伴い所要の改正を行うため、本条例の提出を行うこととしてございます。

提案理由で説明をした仕事を担うニセコ町社会福祉委員は、町内の民生児童委員をもって充てることとなっております。もともと民生児童委員は厚生労働大臣から委嘱される職でございますが、各行政区域内に配置する人数については、都道府県条例で定めるところとなっております。このたび、道内市町村の世帯数の変化など地域の実情に鑑み、北海道が条例を改正しました。これにより、ニセコ町においては民生児童委員の定数が 1 名増の 16 人に改められましたので、民生児童委員をもって構成する社会福祉委員会も本文のとおり条例改正するというものでございます。

なお、附則ですが、この条例は令和 7 年 12 月 1 日から施行いたします。

最後に、一番下の町民参加の手続についてでございますが、ニセコ町まちづくり基本条例第 54 条第 1 項第 1 号に該当し、町民参加等の手続を要しないとしているところでございます。

議案第 8 号に関する説明は、以上でございます。

次に 35 ページ、日程第 26、議案第 9 号 ニセコ町立ニセコ国際高等学校授業料等徴収条例。

ニセコ町立ニセコ国際高等学校授業料等徴収条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 7 年 9 月 17 日提出、ニセコ町長 片山健也。

36 ページ下、本条例の提案理由でございます。令和 8 年 4 月 1 日に開校する全日制・総合学科のニセコ町立ニセコ国際高等学校の授業料等を決定するために本条例を制定する。

この条例は、定時制である現在のニセコ高校で施行しておりますニセコ町立北海道ニセコ高等学校授業料徴収条例とは別に、新たに開校する全日制ニセコ国際高等学校に適用させる条例でございます。条例が 2 つできるということです。このため、別紙にお示ししてお

ります授業料月額9,900円、それから入学検定料2,200円、入学料5,650円の3つの料金につきましては、道立高校の料金と同額に設定させていただいております。

次に、条例中ほどの附則でございますが、この条例は、公布の日から施行し、令和8年4月1日以後に入学、転学又は編入学する者に係る授業料等について適用するとしてございます。

最後に、このページの一番下、ニセコ町まちづくり基本条例による住民参加等の手続ですが、第54条第1項第3号により住民参加等の手続きを要しないとしているところでございます。なお、経過として令和7年9月8日開催の第7回ニセコ町教育委員会議において条例案を審議し、町長に対し第7回定例会に条例案を提出するよう内容を可決しておりますことから、今回の提出になってございます。

議案第9号に関する説明は、以上でございます。

続きまして、ファイル007をお開きいただきたいと存じます。日程第27、議案第10号令和7年度ニセコ町一般会計補正予算。

令和7年度ニセコ町一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5,222万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ108億109万4,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為の補正、第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

地方債の補正、第3条 地方債の変更は「第3条 地方債補正」による。

令和7年9月17日提出、ニセコ町長 片山健也。

次のページをお開きください。2ページの第1表の歳入から、3ページ歳出までは記載のとおりでございます。4ページから6ページは飛ばしていただきまして、7ページは記載のとおり、8ページを御覧ください。

歳入歳出補正予算事項別明細書、総括の歳出でございますが、今回の補正額合計5,222万1,000円の財源につきましては、国道支出金6億7,760万2,000円の増額、地方債6億4,650万円の減額、その他の財源380万4,000円の増額、一般財源で1,731万5,000円の増額でございます。今回、補正をいたしますことから、繰越した留保財源の残は4,779万7,000円となります。

4ページにお戻りください。第2表 債務負担行為補正でございます。2件追加です。俱知安厚生病院増改築整備費用負担金、令和7年度8年度の2か年の債務負担行為は、当初4,187万6,000円でしたが、資材費や人件費など物価高騰による負担が増加し、2か年で新たに1,666万3,000円の追加ということになりました。それから、高等学校寄宿舎給食調理・管理委託業務、令和8年度から3年間の長期継続契約のため、限度額記載のとおり令和8年度7,400万円、令和9年度10年度は7,000万円、3年間で2億1,400万円の

追加となります。

それでは、説明の都合上、歳出から御説明をいたしますので、17 ページを御覧いただきたいと存じます。2 款 1 項 1 目 12 節人事給与システム導入業務委託料 537 万 2,000 円。これは近年、税制改正や社会保険制度の見直し、さらに地方公務員の定年延長に伴う暫定再任用制度の導入などにより、給料計算や事務が複雑化をしております。現在定数内職員につきましては北海道自治体情報協議会が提供している人事給与システムを使用しておりますが、機能的に不十分なところがございます。さらに、会計年度任用職員の報酬計算はエクセルでの管理をしているなど単純な計算ミスが生じる恐れがあり、そのミス防止のため毎月多くの時間を計算作業に費やしているというところがございます。このため今般、他自治体でも広く導入している人事給与システムを導入する費用について、補正をさせていただきたく計上するものでございます。その下、勤怠管理システム導入業務委託料 160 万 4,000 円。時間外勤務手当や管理職特別手当など、勤怠管理で入力した実績データをそのまま給与システムに取り込み計算反映させることができるよう、勤怠管理システムについても現在のシステムから切り換えをたく、その導入に要する費用について増額補正をさせていただくというものでございます。

その下、5 目文書広報費、8 節普通旅費 11 万 4,000 円。町の取組やイベントなどをメディア向けに共有し町の PR につなげるほか、メディアとの関係づくりを行うこととしたメディアキャラバンを行ったところ、テレビなどに取上げられ一定程度の効果があったものと考えております。継続的な実施が必要なことから、秋冬シーズンに向けてもメディア向け PR を実施するほか、今年度後志エリアが対象となっている日本ハムファイターズが実施する応援大使プロジェクトを活用した町外での PR を実施するため、必要な旅費を補正します。あわせて現在広報紙リニューアルを検討してございまして、印刷業者との打合せなどを行う旅費についても補正をさせていただきたく計上しております。その下、18 節コミュニティ FM 放送事業運営費補助 112 万 3,000 円。ラジオニセコで使用しているパソコン、Windows10 のサポートが終了し、Windows11 へ更新する必要がありますが、同時に現在使用しているパソコンはシステム要件を満たしていないため買換えが必要となっております。パソコンについては音源や動画編集、番組収録や番組編集をしていることから、その作業に適したスペックのパソコンを購入する費用も補正をするということで 112 万 3,000 円の補助を計上させていただきました。

その下、7 目 12 節特命委託型地域おこし協力隊業務委託料 1,100 万円。会社全体として人手不足となっている中、地域の暮らしに必要な業種においては高齢化、他業種との賃金格差などにより、人手不足がより一層深刻な状態となっております。この現状による人材確保に向けた取組の一つとして、地域おこし協力隊制度のニセコ町での新たな運用「委託型」による実証を地域事業者と連携協力して展開し、地域の暮らしの維持、活性化につなげていきたいと考えております。今回具体的には公共交通と除雪、公共施設管理の分野で実施することとし、地域事業者が直接協力隊を雇用し、町はその取組を地域事業者への委託発

注する委託型協力隊制度により、地域の暮らしに必要な業務の人材、人手を確保するということをやりたいと考えております。

その下、10 目会計管理費、3 節時間外勤務手当 9 万 8,000 円。出納室において口座引き落としの振替データの伝送化移行対応などに係る時間外勤務手当の増額でございます。

それから 18 ページ、3 款 1 項 1 目社会福祉総務費、18 節北海道自治体情報システム協議会負担金 264 万 3,000 円。3 つございまして、①地方公共団体情報システム標準化による障害福祉システムの新システム移行に係る開発費補修費が一つ。②障害福祉サービスの制度改正、これは就労選択支援の創設というものがございまして、障害福祉サービスの制度改正によるシステム改修です。それから、③更生医療・育成医療における医療費助成のオンライン資格確認の導入に伴うシステム改修が必要なことから、北海道自治体情報システム協議会負担金について補正するというものでございます。申し上げた②と③は国庫補助が 2 分の 1 該当するというものでございます。その下、ニセコ生活の家活動支援事業補助 235 万円。生活の家では、昨年度建設した障害者グループホームの運営にあたり、入居者の生活介助を行う職員の配置が必要となっております。活動を開始したばかりの施設が安定的な運営となるまでの支援として、施設運営に要する費用の一部を補助するというための補正でございます。その下、22 節補助金等返還金 59 万 6,000 円。障害者医療費国庫負担金及び道費負担金の令和 6 年度分精算額の確定によりまして、受入れ超過分を還付するための補正でございます。その下、27 節国民健康保険事業特別会計拠出金 34 万 1,000 円。令和 8 年度から子ども・子育て支援金が創設されることに伴うウェブタウンシステムの改修のための事務費拠出金でございます。特別会計に拠出するお金ということでございます。

2 目 12 節ニセコ町介護保険サービス推進体制最適化検討業務委託料 115 万 5,000 円。特別養護老人ホームを中心とするニセコ福祉会の介護サービスの継続に向けて、これまで広域的な視点も含めて将来の体制について情報収集、共有、検討を進めてきました。検討協議の結果、現在のところ広域的な施設運営の可能性が低いと判断されたことから、単独での体制整備についての調査・検討を行うための委託料を計上するというものでございます。

それから、3 目 27 節後期高齢者医療特別会計拠出金 33 万円。先ほど同様、令和 8 年度から子ども・子育て支援金が創設からされることに伴うウェブタウンシステム改修のための事務費負担金でございます。これも 10 分の 10 の資金をいただけるという中身でございますが、後期高齢者医療に拠出するものでございます。

19 ページ、4 款 1 項 3 目 18 節合併処理浄化槽設置整備事業補助 111 万円。これは補助金の申込み件数増加による増額補正でございます。

20 ページ、6 款 1 項 6 目農地費、22 節補助金返還金 55 万 5,000 円。国営農地再編整備事業等の計画変更により、交付対象面積が減少となり、既に交付を受けた交付金の減少分は翌年度に返還することとなっているため、補助金等返還金の歳出予算をここで計上します。交付済交付金の 25%は町費負担のため、歳入の 25%は一般財源に充当いたします。

8 目土づくり対策費、17 節施設管理用備品 96 万 6,000 円。堆肥センター高圧温水洗浄機

について、故障により温水が出ない状況となっているため、新たな高圧温水洗浄機を購入するための補正です。なお、高圧温水洗浄機については、堆肥センターで使用しているトラックのほか、生ごみ搬入を行っているパッカー車や畜ふんを運ぶトラックなどの洗浄にも使用してございます。

それから 10 目農業経営基盤強化促進対策費、22 節補助金返還金 194 万円。令和 4 年度強い農業づくり事業について、事業実施年度における 2 農業経営体の消費税の課税方法が、簡易課税事業者から一般課税事業者に変更されたことが確認され、本事業において助成を受けた補助金のうち、消費税対象分について返還するという必要が生じたため、所要額を補正するというものです。

その下、2 項 1 目 12 節有害鳥獣駆除業務委託料 104 万円。エゾシカ、タヌキ、アライグマなどが当初見込んでいた捕獲数を大きく上回る見込みとなったこと、及び、処理単価の引上げにより予算が不足ということから補正するものでございます。その下、18 節有害鳥獣駆除対策事業補助 100 万円。ニセコ町で実施している有害鳥獣被害防止対策支援補助について、近年の鳥獣被害の増加により予算が不足する見込みとなるため、今後対策を見込んで補正するというものでございます。

21 ページ、8 款土木費 2 項道路橋梁費は起債が借りられることとなったため、地方債と一般財源の間で財源の内訳を変更しているのみでございます。一般財源を減らして、地方債という有利な借金のほうに組替えしたということです。

22 ページ、9 款 1 項 1 目 18 節羊蹄山麓消防組合負担金 255 万 2,000 円。消火栓撤去工事費の増額補正でございます。字中央通 148 番 7 の道道ニセコ停車場線道路敷地内、サイレン坂の一番下というかそこに近いところでございますが、平成 6 年度から道路占用を行い消火栓を設置してございます。今般北海道が対象地を道道区域外として売却し、新たな持ち主から消火栓の撤去を求められてございます。協議の結果、消防組合として消火栓撤去を行うこととしたため、その撤去に要する費用の増額補正ということでございます。

続きまして 23 ページ、10 款 1 項 4 目教育諸費、1 節会計年度任用職員報酬 182 万 7,000 円。ニセコ小学校において日本語が母国語でない児童の増加に伴い、当該児童に対し日本語の習得支援、学校文化やルールについて支援し、円滑な学校生活のサポートを行うため、特別支援講師を 1 名増員するための経費を補正するというものでございます。その下、12 節学校ネットワークアセスメント業務委託料 295 万 3,000 円。G I G A スクール構想第 2 期の基盤整備に向け、学校の通信ネットワーク速度の改善のため、各小中高等学校のネットワークアセスメント実施にかかる経費、今現状でどの程度あるかという調査を実施する経費を補正します。財源として国の公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金、補助率の 3 分の 1 支援でございますが、これを活用いたします。

その下、2 項小学校費、1 目 17 節一般備品 22 万 1,000 円。日本語支援が必要な児童の増加により、多言語翻訳ツールを導入するための購入費用を補正します。また、近藤小学校の掃除機が故障したことから、新規購入にかかる費用及び当初予算で購入予定だった備品の

値上げ分を補正するというものでございます。

その次、3 項中学校費、1 目 10 節修繕料 30 万円は、ニセコ中学校において施設や設備の老朽化、安全性の向上等の理由により、修繕箇所が増加してございます。

生徒の安全と快適な学習環境を提供するため、必要な修繕が発生した場所に迅速に対応することができるよう、修繕に係る費用を補正いたします。その下、12 節暖房機器保守点検業務委託料 47 万 6,000 円。ニセコ中学校体育館暖房機について、3 年ごとに保守点検を実施しており今年度実施となつてございますが、当初予算で計上してございませんでした。学校運営に支障が出ないよう、暖房機稼働時期までに点検を実施するため、保守点検に係る委託料を補正させていただきたく計上いたしました。大変申し訳ございません。よろしくお願いいたします。

4 項高等学校費、3 目 10 節消耗品費 27 万円。令和 8 年度ニセコ国際高等学校入学者選抜に使用する市町村立高等学校入学者選抜問題用紙など、これは問題、回答、封筒、正答表、聞き取りテスト台本、英語ヒアリングテスト用 CD などが含まれておりますが、これを購入する費用の補正でございます。

24 ページ、5 項 1 目幼児センター費、10 節修繕料 26 万 4,000 円。幼児センターについて経年劣化により床が剥がれ、児童の安全確保のため早急な修繕を要するというための補正でございます。その下、事務用品費 5 万円は幼児センターで使用しているプリンターについて、これも経年劣化により買換えが必要ということでございます。その下、広域保育所市町村負担金 9 万円。ニセコ町に住所を有する子どもが 7 月から昆布保育所を利用することとなったため、児童教育を受けることのできる体制を整え、保護者のニーズに寄り添った支援を行うための負担金を蘭越町へ納付するというための補正でございます。その下、施設型給付費負担金 485 万 1,000 円。ニセコ町に住所を有する 0 歳から 2 歳児の幼児が、小規模保育事業所を通年で利用するにあたり、幼児教育を受けることのできる体制を整え、保護者のニーズに寄り添った支援を行うための負担金を施設へ納付するため、補助をするというものでございます。2 名追加、1 名は見込み分ということで 3 名分ということでございます。

その次、6 項 2 目 14 節有島記念館、営繕工事 160 万 1,000 円。今年度の予算でスポットライトを LED 化しましたが、ハロゲン設備のときよりも一つ一つの重量が重く、2 倍以上ということで、現在のライティングレールでは耐えられないという状況となつてございます。廊下などのライティングレールは随時更新しているものの、一番広いスペースとなる特別展示室のライティングレールを更新するための費用ということで補正計上をさせていただいているというものでございます。

3 目学習交流センター費、10 節修繕料 40 万円。あそぶつくは平成 15 年の開館から 21 年を経過しておりまして、全体的に施設等の劣化が進み、修繕対応が必要な箇所が増えており、予算不足が見込まれるというため補正をさせていただくというものでございます。その次、12 節図書管理システムバージョンアップ業務委託料 83 万 5,000 円。Windows10 のサポートが終了し、Windows11 への更新に伴い、現在使用している図書システムも、Windows11 仕様

に更新する必要があることから、あそぶつくにある図書管理システム4台分の更新作業にかかる費用を補正するというものでございます。その下、13節コンピューターソフト使用料74万3,000円。Windows11に対応した新しい図書管理システムが従来の買い切り型からクラウド上で使用する形に変更となるということから、使用料を補正するものです。

7項保健体育費、1目1節会計年度任用職員報酬143万9,000円。これは地域おこし協力隊の応募がなく、また、職員の減員に対応するため、会計年度任用職員を採用するための補正ということで、保健体育費に1名分ということで補正しております。その下、費用弁償1万2,000円は上記パートタイム会計年度任用職員の通勤手当でございます。

25ページ、11款災害復旧費は起債が借りられることとなったため、地方債と一般財源の間で財源内訳を変更してございます。先ほど同様、一般財源を減らして有利な起債に振替えているということでございます。

26ページ、今回の補正で会計年度任用職員等の人件費などの補正をしたということで、給与費明細書について26ページから28ページにかけて内容を変更してございますので、参考としていただきたいと存じます。

続いて9ページの歳入でございます。9ページ、11款1項1目1節特別交付税1,233万2,000円。歳出補正をいたしました特命委託型地域おこし協力隊業務委託料の10分の10、それから有害鳥獣駆除業務委託料10分の8、それから有害鳥獣駆除対策事業補助10分の5ですから2分の1、この財源として増額更正をしているのが1,233万2,000円ということで確保してございます。

続きまして10ページ、14款2項6目2節入学検定手数料15万4,000円。これは令和8年度ニセコ国際高等学校入学者選抜に係る入学検定料70人分を補正して、歳入を見ているということでございます。

11ページ、15款1項2目1節子どものための教育・保育給付費負担金339万9,000円。歳出で補正予算の計上させていただきました子どものための教育・保育給付費事業の施設型給付費に対して、国費分の歳入を補正するものでございます。

その下、2項1目1節新しい地方経済・生活環境創生交付金、第2世代交付金というようですが、これについて6億7,120万9,000円の歳入補正でございます。高校寄宿舎整備において若者×地域魅力化交流拠点施設整備事業の交付決定があったということから、国から補助金の決定があったということから、それを補正するというものでございます。なお、当初財源は起債を見込んでおりました。いわゆる有利な借金で充てるということを見込んでおりましたが、当該交付金の対象となったことから、同額の起債、これは過疎債でございますが、この過疎債は減額補正をするという内容になってございます。

2目1節障害者総合支援事業費補助金7万4,000円。障害福祉サービスにおける就労選択支援の創設に伴うシステム改修に係る国庫補助金の補正、2分の1でございます。その下、地域診療情報連携推進費補助金39万2,000円。更生医療・育成医療の医療費助成、オンラ

イン資格確認の導入によるシステム改修に伴う国庫補助金の補正、2分の1でございます。その下、2節子ども・子育て支援事業費補助金67万1,000円は、令和7年度子ども・子育て支援事業費補助金、補助率10分の10の歳入でございます。

その下、5目1節公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金88万5,000円。GIGAスクール構想第2期の基盤整備に向け、学校の通信ネットワーク速度改善に向け、各小・中学校・高等学校のネットワークアセスメント実施に係る経費へ充当します。

12ページ、16款道支出金、1項1目1節子どものための教育・保育給付費負担金97万2,000円。歳出で補正予算の計上をしました子どものための教育・保育給付費事業の施設型給付費に対して道費分の歳入を補正するというものです。

13ページ、19款繰入金、1項1目1節財政調整基金繰入金370万9,000円の減額。令和7年5月7日付けで専決補正した、令和7年4月14日に発生した大雨に伴う町道など災害復旧業務委託料について、公共土木施設単独災害復旧事業債を充当できるという見込みとなったことによる減額補正でございます。一般財源を減額して、こちらに振り替えるということでございます。

その下5目1節地域福祉基金繰入金115万5,000円。ニセコ町介護保険サービス推進体制最適化検討業務委託料に充当するというところでございます。先ほど歳出補正させていただいた内容でございます。

14ページ、20款繰越金、1項1目1節前年度繰越金850万3,000円は、歳入歳出均衡を図るため、今回の歳入に充てる前年度繰越金でございます。

15ページ、21款5項4目雑入、23節強い農業づくり事業補助金返還金194万円。令和4年度強い農業づくり事業について、事業実施年度における2事業経営体の消費税の課税方法が簡易課税事業者から一般課税事業者に変更されたことが確認され、本事業において助成を受けた補助金のうち、消費税対象分について返還する必要があるということで、農業経営体からの補助金返還歳入予算を補正しているというものでございます。その下、多面的機能支払交付金返還金73万9,000円。国営農地再編整備事業等による計画変更により交付対象面積が減少となり、既に交付を受けた交付金の減少分は翌年度に返還するという事となっているため、各地区からの補助金等返還金の歳入予算を計上してございます。交付済み交付金の25%は町負担となっているため、歳入の25%は一般財源に充当することになります。

16ページ、22款町債、1項1目1節消防庁舎再整備事業債1,180万円。緊急防災減災事業債の借入れにおいて、消防庁舎再整備事業の外構工事として、町道役場裏通配水施設改良工事を組み込んだことにより、増額補正するというものでございます。

4目1節町道製麻会社通歩道整備事業債30万円。町道製麻会社通歩道整備事業過疎ハードと申しておりますが、この整備事業において国庫補助金額が当初より下がったことにより増額補正しているものでございます。その下、町道役場裏通配水施設改良事業債について

は1,180万円の減額。先ほど申し上げたとおり、町道役場裏通配水施設改良事業を消防庁舎再整備事業に組み込んだということにより、減額補正するものでございます。その下、町道舗装補修事業債550万円。これは町道の舗装について、融雪後に凍ることにより生じた損傷を緊急自然災害防止対策事業債を活用し補修するため、増額補正するというものでございます。

5目1節ニセコ高校寄宿舍整備事業債6億5,690万円の減額。先ほど御説明申し上げましたニセコ高校寄宿舍整備事業について、備品の一部を起債対象経費として組み込んでいましたが、補助金による歳入が見込めるということで増額するとともに、ここで当初予算としていた起債を減額補正するというものです。

7目1節過疎地域持続的発展特別事業債90万円。これは過疎対策事業債のソフト分の借入れにおいて、当該事業債が配当見込みとなったことから、歳入について増額補正するというものです。

9目2節公共土木施設単独災害復旧事業債370万円。これは4月14日に発生した大雨とそれに伴う融雪により土砂が流れ、町道の道路洗掘、それから側溝閉塞といった災害が出たということから、災害復旧事業債を活用し、復旧工事を行うため増額するというものです。

5ページにお戻りいただきまして、第3表 地方債補正でございます。ただいま御説明した起債金額の増減をここに反映してございます。一番上の追加が二つ。一つ目の町道舗装補修事業550万円は、先ほど申し上げたとおり冬季の凍上による損害をこの起債で補修します。その下、公共土木施設災害復旧事業370万円は、4月14日の大雨による道路災害を基金の活用をやめて、起債の活用に変更したということでございます。その下の変更について、消防庁舎再整備事業1,180万円の増額でございますが、これについては6ページの上、町道役場裏通排水施設改良工事1,180万円をゼロに減額し、こちらの起債に加えたというような内容になってございます。2つ目の町道製麻会社通歩道整備事業は、予定の補助金が減額になったということで30万円改めて起債を加えております。6ページ、1つ目は先ほど説明をいたしました。2つ目、ニセコ高等学校寄宿舍整備事業は補助金を獲得したため、変更前12億8,360万円の起債限度額を6億2,670万円まで減額したということで、6億5,690万円減額になってございます。なお、地方債の現在高の見込み調書というものを30ページに掲載してございますので、審議の参考として後ほど御覧いただきたいと存じます。

最後に、これら令和7年度一般会計補正予算は、フォルダー999-1に補正予算の説明資料No.3の9ページに内容を整理してございますので、これも後ほど御審議の参考としていただきたいと存じます。

議案第10号については、以上でございます。

続きまして、議案第11号、同じ007の31ページを御覧いただきたいと存じます。

日程第28、議案第11号 令和7年度ニセコ町国民健康保険事業特別会計補正予算について。

令和 7 年度ニセコ町の国民健康保険事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 34 万 1,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 1,234 万 1,000 円とする。

第 2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 9 月 17 日提出、ニセコ町長 片山健也。

次のページ、32 ページの第 1 表から 34 ページについては、記載のとおりでございます。

35 ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳出でございますが、今回の補正総額は 34 万 1,000 円。その財源についてはその他財源ということで、事務費繰入金を充当いたします。

次のページ、歳入でございますが、3 款 1 項 1 目 1 節事業費繰入金 34 万 1,000 円。令和 8 年度から子ども・子育て支援金が創設されることに伴い、医療保険者、ここでは国保の保険者でございますが、医療保険者からも子ども・子育て支援金の支援納付金を納めていただくため、ウェブタウンシステム改修対象経費について一般会計からの繰入金を補正するものです。

37 ページ歳出です。1 款 1 項 1 目 18 節北海道自治体情報システム協議会負担金 34 万 1,000 円。ただいま申し上げました支援金の創設に伴うウェブタウンシステムの改修費でございます。

最後に、令和 7 年度国保特別会計補正予算は、先ほどと同様フォルダー 999-1、補正予算 No.3 の 14 ページに内容を整理してございますので、また御審議の参考としていただきたいと存じます。

議案の第 11 号については、以上でございます。

続きまして 38 ページ、日程第 29、議案第 12 号 令和 7 年度ニセコ町後期高齢者医療特別会計補正予算。

令和 7 年度ニセコ町の後期高齢者特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 33 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7,613 万円とする。

第 2 項 歳入歳出予算の補正、補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 9 月 17 日提出、ニセコ町長 片山健也。

次のページから 41 ページまでは記載のとおりでございます。

42 ページ、事項別明細書の歳出、今回の補正額 33 万円を記載してございます。財源は事務費の繰入れで賄うとしております。

43 ページ、歳入につきましては、先ほど申し上げた事務費繰入金ということで、33 万円の歳入を見てございます。

44 ページ、先ほどから申し上げてございます子ども・子育て支援金の創設に伴って、この後期高齢者医療の該当者からも創設金をいただくということで、それに伴うシステムの改修が必要ですので、北海道自治体システム協議会に 33 万円を支払うという予算でございます。

これらにつきましても、フォルダ 999-1 補正資料No.3 に整理してございますので、後ほどこれも御覧いただきたいと存じます。

議案第 12 号の説明は、以上でございます。

よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（青羽雄士君） これをもって提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

議事の都合により、議案第 1 号 ニセコ町教育委員会教育長の任命についての件から、議案第 12 号 令和 7 年度ニセコ町後期高齢者医療特別会計補正予算の件までの 12 件は、質疑討論採決を 9 月 25 日に行うことにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第 1 号 ニセコ町教育委員会教育長の任命についての件から、議案第 12 号 令和 7 年度ニセコ町後期高齢者医療特別会計補正予算の件までの 12 件は、質疑討論採決を 9 月 25 日に行うことに決しました。

◎休会の議決

○議長（青羽雄士君） お諮りします。

議事の都合により、9 月 18 日から 23 日までの 6 日間を休会にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、9 月 18 日から 23 日までの間、休会することに決しました。

◎散会の宣告

○議長（青羽雄士君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

なお、9 月 24 日の議事日程は当日配付します。

本日は大変御苦労さまでした。

散会 午後 3 時 20 分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 青 羽 雄 士（原本自署）

署 名 議 員 榑 原 龍 弥（原本自署）

署 名 議 員 小 松 弘 幸（原本自署）

